おあう

女性室広報誌

◆<特集>第４回「女性会議」報告
◆ 坊守問題のゆくえ ～「寺院教会条例」一部改正～
◆1999年度第4・5回女性室公開講座報告
◆2000年度公開講座案内　◆参加報告レポート　◆投稿「声」
◆コラム「ゆらぎ」　◆本の紹介　◆活動日誌・編集後記
◆「坊守の規定に関する委員会」答申

8号
2000・11

《特集》第4回「女性会議」 報 告

男女両性で形づくる教団に向けて
《続》「男女」「共同」「参画」とは？

2000年7月13日～14日
於：研修道場

女性室では、これまで“男女両性で形づくる教団”への願いのもと、全国の方々から多くのご意見をいただきながら第1回～第3回「女性会議」を開催してきました。

今回は先の第3回のテーマを継続し、北九州市立女性センター“ムーブ”の所長で国際的なレベルで女性問題に取り組んでおられる三隅佳子さんに基調講義をしていただきました。講義では男女共同参画の国際的な動きと、今年6月、ニューヨークの国連本部で開かれた女性2000年会議の様子についてスライドを用いてお話しくださいました。

基調講義より

北九州市立女性センター“ムーブ”所長
三隅佳子さん

はじめに ー私が課長になった背景ー

北九州市で女性センター“ムーブ”の所長をしております三隅佳子と申します。

もう一方では、労働省の認可を受けた北九州市の外郭団体で“(財)アジア女性交流・研究フォーラム”と申しまして、アジア地域の女性達と連帯して女性の地位を高めていく活動に関わっています。調査・研究と交流・研修の二本の柱で、事業展開はアジア地域でございますが、北九州市独自の女性問題の研究機関だと思っています。その前までは北九州市の女性行政推進部の部長でした。

1982年に民間登用ということで広聴課長になったのですが、非常におもしろい経緯があります。普通は地方自治体に職員として就職し、定年退職まで勤めます。その間に係長になったり課長や部長、局長になっていくのですよね。ところが私は47才の時に突如として、行政職の課長職に登用されたのです。今2000年ですから、1982年でしたので今から18年くらい前になります。

その話があった時に「何で私が？」と非常にびっくりしました。その後、できるだけやろうということになり、「実は明日、○時○分に記者会見しますから来てください」とい

うものですから、いわれるままに指定された時刻に行ったのです。いろいろと聞かれ素直に答えていたところ、次の日の新聞に大きな字で、「北九州市の民間登用第一号、女性課長・三隅さん、３人のママ」と書いてあるのです。大きなお世話ですよね、３人のママであろうと４人のママであろうと。これはやはり女性問題なのです。「○○課に民間から○○さんが課長職に登用された、３人のパパ」と書かないでしょう。女性だけに書くのですよね。横にいた部長が「女っていいな。僕達が移動で局長になろうと部長になろうと、こんな小さな字が４つ並ぶだけで、よく見ないとわからない。あんたのは市長より字が大きいよ」といって、半分は本当で半分は冷やかしなのですけど。それくらいに女性が管理職に就くのは珍しいということなのです。しかも民間からの登用はなお珍しい。

これは、いかに女性が行政の意思決定の場に少ないかということの現われなのです。女性がいないのが当たり前と思っているから、おかしいとも思わない。例えば30人くらいの規模の会議がある。行きなさいといわれて行ったら、女性は自分一人だったというわけです。「えっ、女、一人。あれっ、おかしい」と思って回りを見たけど、回りの男性達はおかしいと思っていない。かえって逆に「女の人が来たか」と珍しく思っている。つまり、意志決定は男性がやるのが当たり前で、「今のご時世なのか、女も入ってきたか」くらいの感覚なのです。おかしいと思わないことを、本当はおかしいと思わないといけないのです。ところがそういうように慣らされてきている。もうおかしいと思わないような精神構造になってしまっているということです。

平和の基礎は人権の尊重

話を元に戻しますが、なぜ私が今から18年前に北九州市の市役所に管理職として雇われたのか。それは、国際婦人年以降の国際的な流れを日本も受け、地方自治体もその流れを受けたことによります。日本の政府が、男女の今までの社会での在り方を見直していこうと。また、女性の能力が十分に社会の中に生かされていないのではないか、そのためにはあらゆる分野でもっと女性の能力を開発していかないといけない。女性の能力が社会に十分に生かされていないことは社会的な損失であると。人権や福祉という面から見てもおかしい。福祉というのはみんなが幸せになるということでしょう。その面から見ても見直しが必要であるとして、施策を推進しているからです。

その基は国連の動きです。国連が希求し、模索をしているのは、世界の平和の構築ですよね。あの第一次・第二次世界大戦のような世界的な戦争を引き起こしたら、もう人間の破壊だけでなくて地球が破壊されてしまう。それは人類の滅亡に繋がっていく。これを何とかして人間の叡智で防いでいかないといけないということが、国際連合ができた時の基本的・究極的な目的としてあるわけです。

戦争のない平和な社会の基礎は人権の尊重です。一人ひとりの人間が重んじられ尊ばれる、そういう社会をめざそう。そして、一人ひとりの持っている力が十分に生かされるような社会。そういう社会であってこそ、人間の福祉、それから平和で安全な社会の実現に繋がっていくということだと思うのです。

そういう国際的な大きな流れの中で、「21世紀に向けて、男女の平等・開発・平和」の達

成の活動が繰り広げられているわけです。ですからビジョンは高く高邁で、そして私達みんなが求めているところにあるわけです。しかし現実の社会を見ると、「男は外、女は家事・育児」というように役割が分かれてしまっていて、特に日本はその傾向が非常に強いのです。これは誰の責任というのではなくて、今までの社会システムがその方が良いということで作り上げてきたわけです。今、それはおかしいよという声が起こっている。地球的規模で見直しをしようということになっています。

日本も先進国の一国です。そういう世界的な価値観や動きを国内にも反映させながら、世界的に共存・共栄でいかないと、発展できないというところにきていることはご存知の通りだと思うのです。

そういう流れの中で見てみれば、北九州市の市役所にも女性の管理職がいない。500くらい課があるのに、どこにも女性の管理職がいない。いわば北九州市というのは男性の考えや男性が良いとする価値観でいろいろ政策を作り上げているのだということになるわけです。「いや、それはそんなことはないよ。女の意見も十分聞いているよ」といっても、直接ではない。だから間接的に聞いているだけです。女性が直接関わっているわけではない。間接的ということは、行き過ぎたり行き足りなかったりするわけです。民主主義とは、構成メンバーの意見が平等に反映されるような仕組みを持つということではないですか。現在、そうはなっていないから、そうなるように少しずつでも変えていかないといけないということです。

女性が管理職になれない仕組み

それで、北九州市でも女性の管理職を登用しようということになったのでしょう。それで私が登用されたわけです。北九州市の名誉のためにいっておきますが、北九州市役所の女性がみんな能力がないということではありません。能力を出す機会が、それを磨く機会がなかった、男性と平等になかったというだけのことです。

北九州市では、入職して７、８年たちますと管理監督職試験というのがあります。これは男女平等です。高校卒であろうと、大学卒であろうと、女性であろうと男性であろうと、ハンディを持っていようと平等に受けられます。平等に受けられるのだけれど、考えてみてください。入職して７、８年ということは年齢はちょうど20代後半、もし結婚していれば小さな子どもがいる年代です。この管理監督職試験で合格するためには勉強しないといけません。

北九州市は政令指定都市で人口102万人ぐらいです。北九州市市役所には約1万人くらいの職員がいまして、管理監督職試験を平均して毎年1,000人くらいが受けて100人弱が合格します。倍率が10倍くらいです。だから試験を受けるためにみんなは一生懸命に勉強をするわけです。

男性の場合はグループを作って勉強するのです。それは仕事が終わった後や休日です。男性の先輩が、「これで自分も勉強して通ったから、これやっとくといいよ」と参考書を貸してくれたり、いろいろと勉強の助言をしてくれるのですが、女性の場合、勉強もできにくいのですよ。例えば夫婦で働いていても、男性は「今日は管理監督試験の勉強会に行く

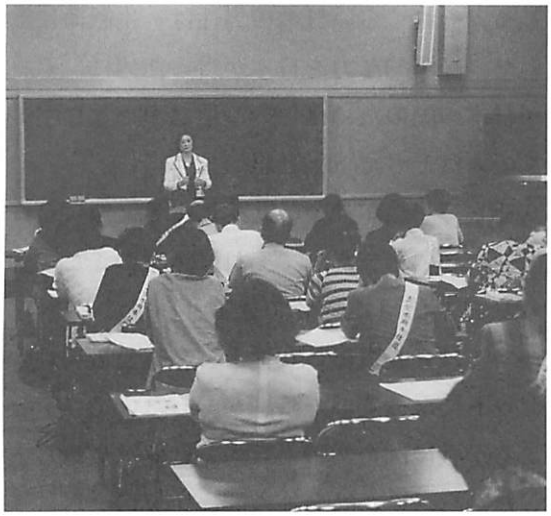

よ」と出ていく。もし赤ん坊がいて、その赤ん坊を誰が見るかということになると、やはり女性が見るのです。男女いっしょに子育てすればいいといっても、それがなかなかできにくいところが女性問題なのです。

「女子差別撤廃条約」に子を産むことが女性に不合理になってはならないと掲げられていても、現状としては、やはりそういう時には女性が残って男性が勉強会に行ったりするのです。だから女性がなかなか試験を受けにくいのです。また、そういう場合でなくても、上司が女性に受験をすすめない。そういう仕組みが職場にある。また地域社会の中にもある、家庭の中にもある。北九州市にも女性の職員は全体の3分の1くらいいるのですが、そういう理由で試験を受ける人が少なかったのです。

私が登用された時にはもうその試験に受かった女性は何人もいました。何人もいたのだけども、管理監督職試験に合格して１年くらいで係長になって、係長を8～10年ぐらいして課長になるのが北九州市の場合です。係長試験に受かって２、３年の人を女性だからといってポンと課長にする。これはできませんよね。男性も女性もキャリアを積んで実力をつけてポストにつくことが大切です。そうでなければ、なった人も不幸ですし、その部下も不幸です。男女平等に訓練をし、そして力がついた者をちゃんとその場につける、ということですから。私が登用された頃は、まだまだという状況だったのです。これは何も北九州市だけではありません。いろんなところで同じような状況がありました。

こういうことをしなくてもすむように、本当に女性が男性とともに力を発揮できるような社会にということです。今からは「男だから」ということだけでは通用しないと思います。「女だから」といって意欲や能力の芽をつむのをやめて、男女共同参画の社会に、ということです。

日本では意思決定の場に本当に女性が少ない。これが実態です。なかなか社会的な力が女性についていないという現状もあります。しかし、これは女性に能力がないということではありません。今までのそういう社会の仕組みや意識を考えてみよう、これから変えていこう、ということを申し上げたつもりなのです。

固定的性別役割分業

これは反対からいうと、男性が家庭の中とか自分自身の生活的自立をきちんとやっていくということが必要になります。個人差がありますから、一般的にいえばということです。例えば、奥さんが病気になったら途端に男の人が困る。どんなふうに食事の支度をしたらいいのか、どんなふうに子どもに対応していいのかわからないということが起きてくる。それは生活能力、生活技術能力がないという

ことです。男性はなくてもいいとされてきたので、その能力がないのでしょう。

そして女性は社会的・経済的な能力がなくてもいいとされた。だから今までは男性と女性とがそれぞれ役割を分担して、その役割を補い合って家庭を作っていくという家庭の作り方だったと思います。これを「固定的性別役割分業」といいます。

それが必要だった時期もあるのです。日本は特に、明治以降に富国強兵とか殖産興業の名のもとで、それまで鎖国をしていて他の国から文化的にも工業的にもずっと遅れていたことを取り返そうと一生懸命になった頃がありますから、それは役割を分担しながらやった方がよかった時期もあるだろうと思います。

また、本当に私くらいの年齢の人はよくわかると思いますけれども、終戦後に廃墟と化し、また食べ物も何もない日本を立て直していくには、もはや武器で日本の地位を高めていくということは絶対できませんよね。日本国憲法においても戦争は放棄しているわけですし、もともと戦争は人間や環境を破壊するものですから。

では、何で日本の地位を世界的レベルにまで立ち上げていくのかという時に、日本がとった道は経済力をつけるということだったと思います。

ちょっと戦後を思い出していただきたいと思うのです。ここでそれまで以上に女性と男性の役割が強化され、男性は企業戦士に女性は専業主婦で男性の働きをサポートするということがあって、今の現状があると思います。ご存知でしょう、過労死という言葉が世界中で翻訳しないでも「カロウシ」とそのまま通じる。それくらい日本の男性は一生懸命に働いた。経済的な力を日本が得るために、それが日本の国のためだという信念のもとに。多くの人はそうだったと思います。

そして男性が社会のために本当に働けるには何が必要だったか。それは、家のことを顧みないで仕事に専念できるということです。かつては良妻賢母の女性と滅私奉公の男性がセットになっていた時期があったのです。ところが戦後は企業戦士です。武器は放棄しましたから、いわば会社人間。企業の発展こそ自らの発展という方向です。そして経済大国日本が誕生した。本当に世界の驚異といわれたのです。

あれだけ打ちのめされて、廃墟になったところからどんどん経済を盛り返していって、本当に先進工業国のナンバー５の中にいつの年も入る国になったのです。この企業戦士とセットになったのが、専業主婦です。

専業主婦

専業主婦というのは昔からあったと思うでしょう。でも昔からあったのではないのです。日本は兼業国です。だから、主婦業だけやるというのはそんなに昔からないのです。なぜなら、もともと日本は農業国です。85％くらい農民がいたのです。それに商業があります。専業主婦は、本当に８％くらいの武士階級のところだけです。武士階級はいわばサラリーマンです。後は兼業、ほとんど第一次産業家です。農家の主婦は家事と育児だけやっているわけではありません。畑にも田んぼにも出る。もし漁村なら、夫が漁から帰ってきたらその獲れた魚をさばいて売りにも行く、干物にもする。いっしょになって家業をやっ

ている。そういう兼業が多かったのです。

それが明治以降、特に戦後、工業化されてサラリーマンがどっと多くなってくるわけですね。経済大国をめざした日本の戦後は、男性は外の労働に邁進する、生産に邁進する。その後を受けて妻が、いわゆる専業主婦として家事・育児を担ってきたという構造があります。

日本はこのようにして発展をしてきたのですが、今このままでいいのかというところにきているのです。いろいろなところに歪みが出ています。というのは、世の中は変わってきます。時代と共に価値観も変わるのです。今までのことを反省しながら、それを踏まえて新しい時代の新しい価値観を作って、そこで生きている人達がより良く暮らしていけるようにしようとみんな思っているわけです。日本が経済大国ということで一生懸命になったのも、みんなが幸せになれるということでなってきたことです。

しかし、今、この20世紀の終わりになって様々な面でいろんな問題が出てきているのは事実です。子どもの問題にしても人間関係のことにしても、それから親子の間にしても、地域の関係のことにしても、様々な問題が出ていることは事実でしょう。特に少子・高齢化が進んでいます。また、経済の成熟化や国際化、情報化が進んでいます。それを真摯に受け止めて、21世紀にはどのような人間関係を作っていき、どのように仕事と家庭と、もしくは男女関係を作り変えていくことが重要なのか問題提起されているわけです。

時代の変化

私は男女共同参画というのは、21世紀に向けて問題を解決する一つの大きな鍵だと考えています。

最初に、男女共同参画社会の実現のために、例えばこの東本願寺の中では「共生」ということが目的になっていると私は読み取っていますが、どこの社会でも切り離された社会があるわけではありませんから一般的なことを申し上げますけれども、それを自分達のところに落として考えていただければと思います。世界の中の日本ですし、日本の中の京都ですし、この京都にある東本願寺。また全国に広がっている組織もそうでしょう。その中で、どういうことが求められているか、必要なのかということをお考えいただければいいと思います。

私はこちらに女性室があることを知らなかったのです。宗教の世界にそういう室があるということ自体に「えっ、そうなのか」とびっくりしたと同時に、すごく嬉しかったのです。

話が横に行ってすみません。今、私が申しましたように、時代というのはすごく変化しているということをまず感じること。これを感じないと話になりません。温故知新という言葉があります。古き良きところはちゃんと残して、新しいところに向かおうということです。しかし、元には戻らない。「昔は良かった」というのは年をとった証拠です。若い人でもそんな人はいますが、時代を把握するという感覚は、年齢や性別は関係ありません。

社会的な感覚のある人の方が実は早く把握するのです。去年6月に男女共同参画社会基本法という法律ができました。その勉強会をやろうということで私の方に声をかけてくれ

るのは、男性の組織の方が多いのです。やはり社会的な出来事に男性は敏感なのだなと思ったのです。

女性団体はもちろん勉強会をやっておられますけれども、今まで女性問題にあまり関心を示さなかったロータリー・クラブとかライオンズ・クラブとか企業とかが勉強するというのです。それで、男女共同参画社会基本法の冊子を、今日もレジュメといっしょにみなさんにお配りしましたが、急いでムーブで2000部くらい作ったのです。配るたびに、「これ、捨てないでくださいね。日本の法律ですから」と申し上げています。

時代の変化で見ますと、経済・社会環境がものすごく変わってきたということです。

少子・高齢化

その経済・社会環境の大きな変革ということでは、一番最初に「少子・高齢化」です。子どもの数が少なくなって、お年寄りが多くなった。21世紀の社会が男女共同参画の社会でなければやっていけないのはここにもあるのです。

人間が長生きになった、これは幸せなことです。昔は人生わずかに50年といったのです。今、男の人は77才くらい、女の人が84才くらい、日本は世界一の長寿国です。経済的に豊かになったおかげで、栄養もよくなり、衛生思想または保健・医療が進歩して、このように長生きになった。これから90才くらいまでは、平均寿命が伸びるかもしれません。これは本当には薔薇色ですよ。そう思いませんか、一回しかない人生ですから。

でも、生きることは息をするということとは違う。活動ができることが大事だと思います。できることならば自分でご飯を食べたい、自分の口で噛みたい。それから、排泄は自分でしたい。これは人間の望みでしょう。生きる証として、できるのならばそれをしたい。できないのが悪いというわけではないけれども、なるべくそういう状況で生きてゆきたい。経済的にも何とかなり、お友達も欲しいし、心の糧になるものも欲しいということがありますよね。良い人間関係があれば、年をとればとるほど幸せということがある。

では、それを手に入れるためには、その人がそれまでどのような生き方をしたかにあるということが大きいと思います。となれば、この時期を幸せに生きる、定年退職して社会の第一線から退いても、今度は自分のプログラムで生きていくことができるわけです。24時間、どういうふうに自分のプログラムを作るか。このために今までがあったというくらいではないですか。また、よい程度の経済力。友人関係、家族関係。それと、騙し騙しでもいいから健康もいるということでしょう。それが高齢化社会を幸せに生きていくある意味での条件かもわかりません。高齢になれば障害を持つ人の気持ちもわかり、より人として成熟するといわれます。だから、お年を召して本当に良い老人になっていくと私は思います。

みんなが幸せになれるような心豊かな活力ある社会、それが「男女」「共同」「参画」社会の目的です。年金受給者も多くなるわけですから、男性だけに頼っているというのはあまりにも男性にも過酷すぎる。社会は女性と男性でなっている。両方で高齢化社会を支えていかなければいけない。だから、そのことをいっしょに考え行動しましょうということ

です。

一方で「人権」の流れがあります。みんなが自分らしく生きたい。自分の力を社会の中に生かして活躍をし、自己実現をしたい。これは人間なら当たり前のことです。男性にとっても女性にとっても当たり前のことで、基本的人権です。この流れも国際的にあります。この両方からして必然的に、男女共同参画が必要だということなのです。

子どもがオギャと生まれてから、年をとり、いくつになっても男性も女性もなるべく幸せに、これが福祉社会ではないですか。特に精神的な安定を提供するのは、今日お見えのみなさん方の分野だろうと思います。これからの日本では、経済はそんなに右肩上がりにはなりませんし、今まで以上に経済大国になることはありません。これ以上にどんどん男性も家庭を顧みずに働いて、死に至るまで働いて、いったい何を得ようというのでしょう。あまりにもお金と物だけに価値を置いてきた、それでいいのかということを今考えるようになってきています。だから「足りるを知る」ということ。これもやはり大事ではないかといわれています。

足りるを知る

私どものところに英彦山という山があり、その山に「黄金虫（ごんざむし）」という昔話が残っています。そこに、一生懸命暮らしていたけれど、とても貧乏な人がいた。ある時その人から恩を受けた旅人が、「これを履いて一回転ぶと小判が一枚出る」といって草履をくれた。彼は本当に貧乏だったので草履を履いてコロンと転んでみたら、チャリンと小判が一枚出てきた。その小判を持って里に行き、いろんな物を買った。今まではお金がなくても一生懸命働き、人にも尽くしていたのに、小判が出る草履に味をしめてからは、物がなくなったら転ぶんですね。そしてどんどん転んで、「これで自分は幸せだ、何でもできる」と自分が小判で埋まるほど小判を出したのです。しかし実は、一回転ぶたびに自分がだんだん小さくなるということに気がつかなかった。何回も何回も転んで、はっと気がついたら、小判の中に埋もれて黄金虫（ごんざむし）という小さな虫になっていた。そしてその小判の山から這い上がることができなくなっていた。そういう話なのです。

私は時々これを思い出して、「私達も、今そんなふうになっていないだろうか」と。20世紀も終わりに近づく今日、みんながこのことに気がついてきたわけです。本当にこれだけ豊かな国は世界にはそうありません。

女性差別大国、日本

国連開発計画（UNDP）といって、人間開発指数を出している部署があるのです。そこで調べて、ちょっと言葉は悪いですが、世界をランキングしているのです。HDI(人間開発指数)といいまして、寿命がどれだけと

か、識字率がどれくらいか、所得が平均どれくらいあるかというようなことを調べているのです。そこが出した「人間開発報告書1998」の資料では、175カ国の中で日本は4位です。すごいでしょう。去年の数字を見ますと180カ国で７位です。景気が低迷していたのでしょうね。175カ国中で4位というのは、どれだけ日本が経済的にも発展しているかということを示しています。世界的に見ればそういうことです。でも、そのために起こっているいろんな問題をやはり気をつけて解消していくような方向に持っていかないと、お金だけあればいいというものではありませんから。人間の生きる本当の幸せというものはそういうものではないでしょう。

次にGEM(ジェンダー・エンパワーメント測定)といって、社会的な影響力を持っているところに女性がどれくらいいるかということを調べた数でランキングをしているものです。このGEMになるとドドドと順位が落ちて、日本は34位です。去年の数字を見れば、これは女性2000年会議の時に出ていましたけれど、日本は38位に落ちている。なぜでしょうか。日本は大阪や熊本に女性の知事さんが誕生した。またここにも女性室ができたし、いろんなところでいろいろと努力しているのに、そんな馬鹿なことがあるかと思われるかもしれませんが、それは日本より他の国の方がもっと努力をしているからです。

日本の進み方が遅いから、ランキングとなるとどんどん落ちてくる。先進工業国35カ国くらいで見ると日本は34位です。これは、日本が経済的に恵まれた状況の中にあるといっても、いかに女性の力が社会の中に生かされていないかということの証です。

これは、世界の他の国からいわせれば、日本という国の不思議の一つだそうです。あれだけ日本の国は経済的にもいろんな面で伸びてきているし知識も教養もある。その国で、なぜ女性がそんなふうに社会的に力を発揮できないのか、女性もそれに甘んじて自分達も行動を起こさないのか。男性達も不思議に何も感じていない。なぜだろう、不思議だ、といわれるのです。我々はそんなに不思議でもなく、むしろ努力しているつもりですけども、そういうようにいわれるのですね。

今月、先進工業国８カ国のサミットが日本の沖縄であります。福岡県では蔵相会議、宮崎県では外相会議があって、今度、沖縄であります。そのサミット８カ国の中では、はっきり申しまして、日本の女性の社会的地位は最下位です。日本の女性はそんなに能力も意欲もないのか。そんな馬鹿なことはないと私はいいたいのですが、先日私もニューヨークの国連本部で開催された女性2000年会議にオブザーバーとして参加しましたが、もう大きいことがいえないですね。「日本の女性の地位はいったいどうなっているのか」と、直接はいいませんけども、何か感じますよね。「女性差別大国、日本」というようなものです。そういう女性差別の上にこの経済大国が成り立ってきたわけでしょう、今まで。私達はそれを差別とは思っていないのです。男性も女性もこういうものなのだと思っている、もしくは思わされているのです。いかがですか。

私は一人ひとりの心に聞いてみたらどうかと思うのです。「男」「女」はあります。これはないと子孫が続いていきませんから。他の動物・植物の世界にもあります。しかし、差別は人間にだけです。そのために、社会的に不

合理な状況が作り出されてきたのです。「女はこうで、男はこうだ」と。これを特性論とか役割論とかいうのですけども、それは違うのです。これは作られたものですし、小さい時からそう思い込まされてきたものです。

例えば「女はこうなるのがいい、男はこうなるのがいい」というふうに教育をされ、思い込まされ、期待され、自分達もその期待に応えるように生活や意識を作ってきたのです。これを「ジェンダー」といいます。そして、いったいそれは誰が作ったのかといいますと、人間が作ったのです。だから、変えようとすれば変えられるはずです。だとすれば次の21世紀は、今まで作ってきたこのジェンダーが男女間の力関係を不均衡にし、不平等にする基である、人権の侵害であることがはっきりわかってきたわけですから、変えていこうということなのです。

「国際化」と「情報の急速な進展」

次に、「国際化」ということです。昔は人間の生きる範囲が非常に狭かった。村の中だけだった。それが今は世界中です。世界は今本当に交流が激しくなってきています。「人」「物」「金」「情報」が国境を超えて移動します。経済も労働も国際的になってきています。また、この国際化を加速度的に進めているのが、「情報の急速な進展」です。今、ＩＴ（情報技術）革命という言葉をよく聞くと思いますが、これは話によると産業革命に匹敵するくらいの大きな革命、変化だそうです。そのことを私達が一番端的にわかるところは、インターネット、Ｅメールですね。情報技術の発展と国際化というものが非常に進んでいます。

これから21世紀はもっと進んでいくでしょう。だから、この情報革命に乗り遅れてはいけないということなのです。特に女性と高齢者が情報革命に乗り遅れやすいです。「いや、あれは好かん」とか「あんなのわからん」といっている場合ではない。それをいっていたら、男女共同参画なんて進みません。このことだけで男女に格差がついてしまいます。だから、どんどんこういうことに挑戦していくことが大事です。挑戦していくと同時に、企業の方は使い易いものを、テレビ操作のようにボタンで簡単にやれるようになれば「あんなものはちょっと」とはいわないわけだから、そういう技術も開発してもらいたいと思います。

そういうものを取り入れていくことによって、国際的にどんどん交流が広がっていく。そうなると、なおさら国際的な感覚や人権意識や環境問題というものが我々の生活に直接関わってくることになるわけです。遠いどこかの国のことではないということになりますよね。このようなことが今の時代なのです。産業革命は人間に自分の持っている体力以上のことができるようにしたといいます。例えば、私が今日この京都へ来るのに小倉から2時間20分しかかかりませんでした。私がどんなに一生懸命走っても来られません。それが、科学技術の進歩で来られるようになった。だから自分の持っている体力をオーバーできるのですよね。産業革命はそういう技術をもたらして画期的なことでした。

そして今度のＩＴ革命というのは、人間の持っている知力を倍増していくものであると。例えば人間はいくら暗誦して覚えようとしても、覚える限度というものがある。とこ

ろがコンピューターのフロッピーに入れてしまえば、いくらでも入れられますし、ピッとボタンを押して戻せば、前に入れたものがどんどん出てくる。たったあれだけの中に、人間の能力では覚えきれないほどのものをいっぱい覚えさせることができる。まさに電子頭脳ですよね。これは非常に画期的なことなのだと。これによって世界はまた変わってくるだろうし、人間の生活も変わってくるだろうと。そういうところに我々はいます。

こうなると男でも女でもないですね。時代の状況を受け入れて、またそれに発信ができて、そして新しい創造的なものができる人が必要となってくるわけですね。それには性は関係がない。そういう時代にさしかかっています。

国連を中心とした女性の地位向上の動き

今までにも何度もふれましたが、国連を中心とした女性の地位向上の動きについてお話します。

簡単にいいますと、1945年、第２次世界大戦が終わって国際連合ができたその時から始まったのです。人権は18といわれます。これは18世紀という意味で、フランス革命が起こった1789年、その時に「人権宣言」が出されました。そこでは自由と平等と博愛ということがうたわれ、確かに人権ということを掲げたのですが、よくよく読んでみるとこの人権の“人”は男性のことで、女性はそこに含まれていないのです。

この時代の啓蒙思想家ジャン・ジャック・ルソーの書いた『エミール読本』というのがあります。これは教育のバイブルといわれ、長い間これをもとにして学校で教育がなされていました。その本にソフィーという女の子が出てきますが、女の子は男の子に尽くす、男性が社会的に活躍することをケアする、そういう役割だというふうになっています。ですから人権宣言は、それは女性の人権ということではなくて、貴族に対して一般市民であるブルジョアジーが革命を起こして「だれでも平等な世界を」といったのですが、それは男性の白人の人権なのです。

女性の人権は20.5といわれます。20世紀後半という意味で、国際連合ができてからということです。その後1948年「世界人権宣言」が出され、ここで初めて女性の人権という言葉が出てきます。それまでは出てきてはいません。

国際連合ができた次の年に経済社会理事会の中に「女性の地位委員会」が作られ、そこで調査研究が行われ、人権ということが対象になった時に、人類の半分を占めるのは女性であるけれども、その女性の人権はどうなっているのか。男性と比べてどういうふうになっているのかと調査が行われました。

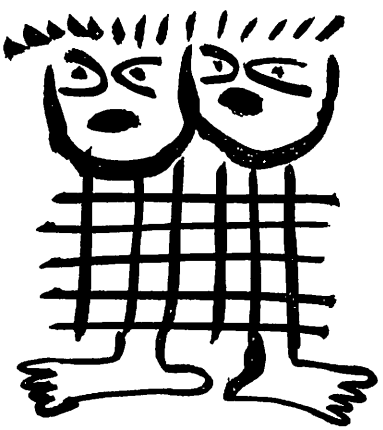

人権というのは基本的人権のことですが、人間の持っている基本的人権というのは労働の権利、結婚の自由、住む所がその人の意志によって決められること、教育を受ける権利などが入っています。日本の場合、教育を受ける権利が男女平等になっているか、もしくは労働の権利が男女で平等になっているかというようなことを考えた時に、それは「平等になっていない」という結論になります。つまり、基本的な人権が護られていないということです。

しかし、これはその当時の日本だけの問題ではなかったのです。世界には多くの国がありますが、「男女平等が完全に行われている国は1カ国もない」といわれました。だから、世界的な取り組みでなければこの問題は解決をしない。人権の問題は世界的な規模で取り組まれることが大事なのです。国によって様々に違う面からの人権の問題はありますが、この男性と女性に関する人権の問題は世界的な規模で行っていくことが必要だということになりまして、1975年に国連が主唱して「国際婦人年」が定められ、世界女性会議が開催されました。この時に掲げた目標が「平等・開発(発展)・平和」であり、それ以降今日2000年まで、目標なのです。

しかし、これはまだ達成をされてはいません。だから今からも続けていくということに、この6月の国連特別総会として開催された女性2000年会議で決まりました。「政治宣言」と「成果文書」が採択されました。

話を元に戻しますが、この国際婦人年から1976～1985年「国連婦人の10年」という取り組みが行われて、5年ごとに世界中でどれくらい進んだかをチェックしていくということなのです。私はその頃、子どもがまだ学校に通っていまして、そんなことが世界であるのかとびっくりしました。それ以降ずっとこの問題に取り組むようになったのですが、そのきっかけになったのが「同和」問題なのです。私はその頃、中央公民館で社会教育指導員になっていました。そこでは差別の問題を解消に向けて取り組んでいくということがありまして、講座もありましたし勉強する機会もありました。

私も勉強するチャンスに恵まれて、目からウロコが落ちる気がしましたね。私達にどうして差別意識が刷り込まれているのだろうか。本当に考えてみれば、それは非常におかしなことなのに、差別をしている人達がいる。そしてそれを悪いとも思っていない。この事実が今のこの社会にあるということに怒りを感じたのです。では女性はどうだろう、というように思ったのです。

なぜ女性は職を持たなくてもいいの？　したくてもしてはいけないの？　したくてもできないの？　なぜ女性が政治家になると「女だてらに」というの？　例えば共働きで女性が働いているとすると、共働きだから当たり前なのだけれども、もしその夫が家族の洗濯物をして干していたら、「あの旦那さんは奥さんの尻にしかれている」という。なぜなのと本当に不思議に思ったのです。

男性でも女性でも、みんな人間は生きている限り着るもの、住むところ、そして食器も汚すのですから、汚せば洗うのは当たり前ではないですか。同じように働いていれば、どっちが洗っても干してもいいわけですよ。それを、女性がやらないとおかしいとなぜ思い込んでいるのか。男性がやっているのを見て、

自分の夫でもない人のことを、なぜそのようにいらないことをいうのかと。

これは中傷ですよ。男性に対しても女性に対しても、両方に対する誹謗ですよ。そんなことをいって、嬉々としている。そのいっている自分が差別をしているということすら思っていない。女性が女性の足を引っぱるというのはこういうことです。男性は女性の足をいっぱい引いています。引き過ぎるぐらい引いていても、引いているとは思っていない。

「してやる」感覚と「してあげる」感覚

それどころか、これも教育の結果だと思いますが、日本の男性は女性を保護する対象だと思っている。“愛する”ではなくて「愛してやる」。「保護してやる」という「～してやる」感覚です。この「～してやる」感覚が日本の男性には刷り込まれたジェンダーとしてあって、この「～してやる」感覚をいっぱい持っている人が良い男。「～してもらう」感覚をいっぱい持っていて、しかも男性に尽くすという意味での「～してあげる」感覚をいっぱい持っている女性が良い女となっていると思うのです。

だから一概に男性を悪くいえないのですよ。本当につらい面は自分が引き受けて、女性を可愛がったり保護してやらなければならないと思っているわけだから、気の毒な面もあるのです。だから中年の男性で自殺する人が、今、多いです。これは日本流でいえば、一種の男の美学、責任感です。それに押しつぶされている。男の美学、今これがなくなって男性がだらしなくなったといわれます。だらしなくなってもらっては困るけれども、こればっかりは考え直してもらわないといけないです。

だから女性はお金を稼ぐところから遠いところにいるのが幸せだったのです。働かなくてもいいと。甲斐性のある男性と結婚するのが幸せの条件だったのです。だから外に出たり、役職についたりする人が少ないのです。専業主婦でケア役割をと。他人をケアし一人前にするのを女性が受け持つ。このケア役割の上手な人が良い女といわれてきたのです。今でもあると思います。だから、男性に洗濯物を干させるような女性は良い女ではないのです、逆にいえば。

このような構図をよくよく解き明かして考えないと、一方的な考え方になり過ぎるのです。だれが悪いのでもなく、男性も女性もがんばってこういう社会にしてきました。でもそれで本当に21世紀はいいの？ と考えてほしいのです。だから今までの良い男の美学を男性も考え直してもらった方が、本当は生きやすいし、自分自身の生活のゆとりも出てくる。子どもや奥さんと向き合う時間も出てくるし、自分の趣味ややりたいことがやれる時間も出てくると思うのですよ。その方が人間らしいでしょう。

保護よりも平等

だから女性も保護というのはすごくいいみたいに思われるけれども、保護が過ぎると平等ではなくなるのですよ。「～してやっている」というのは上下主従の関係なのです。だから日本では夫のことを「主人」というではないですか。男性が主たる生計維持者で、主たる家族の責任者なのです。今は「保護よりも平等」というのが社会の流れです。人を保護するばかりではその人が育たないというこ

とが、はっきりわかってきた。だから子どもについても、良いお父さん・お母さんと思われたいから子どものいう通りにばかりしてやることで、果たしてその子どもが一人前の自立した人間になるかどうか。結末がもう出ているではないですか。

また現在、そのことでよくいわれる言葉がパラサイト、寄生虫です。子ども達が寄生虫になっていないか。我々が次の世代の子ども達を健全にたくましく育て上げていくことが子育てなのでしょう。今、年齢に応じた働きと責任感を持たせていくということがおろそかになってきているのです。

それは男女の関係の中でもいえます。特に科学技術が進歩して、家事・育児の時間が非常に減りました。大正時代には11時間ともいわれていました。また子どもの数が非常に減っています。昭和22年では4.3人、4・5人子どもがいて当たり前でした。今1.43人になっています。

一人前の成熟した人間とはいったい何なのか。大事なのは、男・女は関係なく、人として尊ばれる誇りを持つということです。人が人を蔑んだり差別したりするのではなく、また人も差別しないし自分もされない、こういう関係が平等ということですよ。男女の仲もそうです。一人前の成熟した人間として、世の中できちんと責任を果たしていくのだというところに立ち帰るということだと私は思っています。こういう観点から、男女共同参画社会を考えていかなければならないと思っています。基本は、一人の人間としての自立でしょう。

「男女共同参画社会基本法」21世紀の最重要課題

こういう国際的な流れと社会・環境の変化の両方が相俟って、日本では「男女共同参画社会基本法」という法律が1999年６月施行されています。

この法律は急にできたものではありません。「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」という国際条約が1979年に国連で採択されて、日本は1980年に署名をして1985年にこれを批准しています。

この女子差別撤廃条約の第2条に、これを批准した国は

「(a)　男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること」

「(b)　女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること」

と書いてあるのです。日本はこの国際条約を留保なく批准しているわけです。

批准した国際条約はきちんと守らなければならないということは、憲法の中にもあります。それからずっと調査研究を重ね、現状を加味しながら、「男女共同参画ビジョン」を出し「男女共同参画2000年プラン」を策定したりしながら、ここに至ったわけです。

ですからここに至るまでには、長い歩みがあったということをまず一点、知っておいていただきたいと思います。

基本的には、社会のシステムそのものを変えていこうというわけです。どう変えるかと

いうと、男女の固定した役割分担意識もしくは分業から、男女共同参画の社会に変えていこうと。固定した性別役割分担意識というのは、端的にいえば、前にも述べたように、男性は外・社会、女性は内・家事育児。それで両方が補完しあって主従もしくは上下になりやすい関係にある。

経済的力を持たないということは弱いのです。昔の兼業の時は強かったのですが。そのような上下関係の社会を、横並び、パートナー、お互いがお互いに自立をしながら一人前の成熟した人間になるような努力をして、その成熟した一人前同士がいっしょになってお互いに助け合い尊敬し合う関係になりましょうといっているのです。これは理想ですよ、でも目標がなければね。だから今までの価値観と違うのです。急には変えられないと思いますが、今、法律としてすでにできていることです。

この「男女共同参画社会基本法」をちょっと読んでみたいと思います。この法律には前文・第1章・第2章・第3章・附則があります。前文にはこの法律の趣旨が書いてあります。そこには「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け」とあります。もっとも重要な課題なのです。その証拠には、国では来年に中央省庁の改革をして、今の22省庁を12省庁に統廃合して、その上に内閣府を置きます。この内閣府の中に男女共同参画局ができて、男女共同参画会議の事務を所掌します。

現在は総理府男女共同参画室が国の男女共同参画に関する事務を取り扱うところなのですが、これはいわば課です。それが今度、局になるのです。96局できるのですが、最後

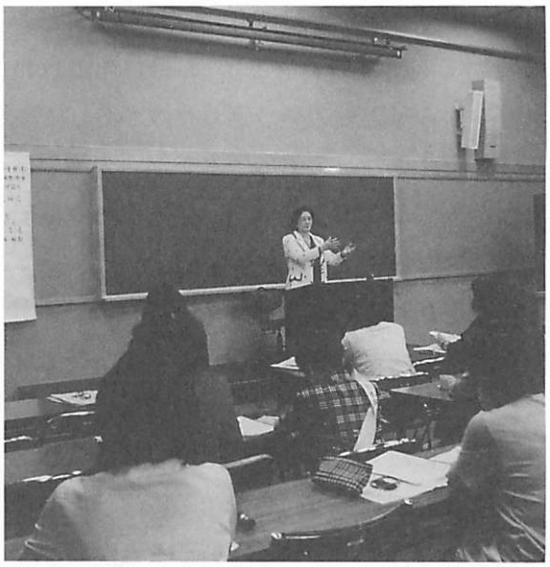

の96番目に追加されたのがこの男女共同参画局です。だから国もこの取り組みをしっかりやっていくということになりました。

ちなみに、この内閣府には４つの大きな会議が置かれます。「経済財政諮問会議」「中央防災会議」「総合科学技術会議」そして「男女共同参画会議」です。そこで全省庁の総合調整ができるようになります。口の悪い人で「前3つはわかるが、なぜここに男女共同参画会議がくるのか」という人がいますが、それは認識不足というものです。

そういう認識不足の人はまだごまんといるのです。でもさすがに国のトップに立つような人は「もう、こうしないと日本の明日は暗い」と思ったのでしょう、内閣府にきちっと持ってきたわけです。

我々にとっては、20年もかけてやっとここまできたか、わかってきたかという思いとともに、よくここまできたなと感無量です。

目　的

次に総則の中の目的、第1条ですが、まず「男女の人権が尊重」されると。これは先ほどからいっていますように、女性だけよければいい、男性だけよければいいというものではない。両方がよくないといけない。痛みは両方で分かち合わないといけない。

そしてもう一つは「社会経済情勢の変化」です。

これだけ変わってきているよと。それに対応して、なおかつそこに生きている人間達が「豊かで活力ある」生活ができないといけない。これは両方でやらなければできないよ、ということなのです。

だから今からは、女性もただ格好だけつけていればいいというのではないのです。中身を、実力をつけなければいけない。子ども達・孫達に「今からの21世紀に羽ばたくあなた達は、国際社会できちんとできるようなそういう実力をつけなければいけない」といってほしい。

「女だから学校へ行かなくてもいい」とか「男だから行きなさい」とか、決していわないでください。できる人ができることを精一杯やる、ということです。

自分でしっかり考える。だから学校教育が大事ですし、家庭教育も大事です。「あなたはどうやって生きていくつもり？」ということを子どもに問わなければ、本当に日本の行く末は危ないと思いますよ。いろんな国に行ってみると、子どもたちはけっこうしっかりしていますよ。女の子にしても、たくましいですよ。

定　義

次の第2条に定義が書いてあります。男女共同参画社会とはいったい何かと。「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される」と。結果の平等まではいっていません。結果は自分達が作り上げていくものです。そして、「男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う」と。これが男女共同参画の定義です。そのためには、今そうなっていないから積極的改善措置を取りなさいということです。

ここのように、男性室はないけれども、女性室ができるというのを積極的改善措置の一つとして、私は非常に評価をしているわけです。もしかしたら今まだ全部の人に女性室の意義が理解をされていないかもわかりませんが、私達の北九州市に婦人対策室ができて私が初代の室長になった時も、みんなが変な課ができたと思って「そんな課がいるのか」といわれた時がありました。「三隅さん、何もしなくてもいいから、そこに座ってニコニコと笑っていなさい」と本音をいってくれた素直な男性もいました。でも今やそんなことをいう人は誰もいません。

私達のところでは課から部になって大きくなって、最初には職員が4人しかいなくて北九州市では一番小さな課でしたが、今はセンターやアジア女性フォーラムも含めてなんと52人います。勤労婦人センターが設立され、アジア女性フォーラムができ女性センターができ、というように組織的に大きくなっていくから、本庁には今７人しかいませんけれども、全部合わせれば52人という大人数にな

りました。

国際的にも国連でもこの「男女平等・開発・平和」の達成を21世紀に継承していこうということですし、国も来年から課を局にしていこうと決めましたし、今年中にはこの法律にもとづいた基本計画が出ます。

各都道府県はそれにもとづいて基本計画を作らないといけないと、この法律に書いてあります。そういう時代ですから、もう元に戻るということにはならないのですが、そうなったらなったで、今度は本音を出して本気になってバックラッシュ、それに反対する人も出てきます。しかし推進する人も出てきます。

ここ一時、いろんな面で論議が行われ深まっていって、方向が決まっていくだろうと思います。民主主義というのはそういうものだと思います。誰かが「やれ」といえば、「はい」というものでもない。なぜ必要なのか？本当に必要なのか？どういうふうにしていけばいいのか？ そういうことをみんなが論議しながら方向を決めていくことだと思います。

第３条・４条・５条・６条・７条までは理念が書いてあります。第３条は「男女の人権の尊重」、第４条は「社会における制度又は慣習についての配慮」、第５条は「政策等の立案及び決定への共同参画」、第６条は「家庭生活における活動と他の活動の両立」です。

先ほどからの話の中でいいましたことが全部まとめてここに書いてあります。これを参考にして、男女共同参画基本法が今できたのだということを考えていただきたいと思います。

女性2000年会議

世界的には国によって取り組みの状況は違うけれども、日本は結構遅い方だと。成果がなかなか出ないということを申し上げたつもりです。

今年の６月にニューヨークで「女性2000年会議」がありました。この女性会議は５年ごとに開催されていて、この前は1995年に北京で第4回世界女性会議が開かれ、政府間会議に13,000人、NGO会議に37,000人、合計50,000人の方々が集まったわけです。

その時に「北京行動綱領」が採択されました。この行動綱領には12の重大問題領域というものを含んでいまして、「健康」「意志決定」「経済」「貧困」などですが、それがどこまでどのように達成できたか。達成できない障害はいったい何なのか。それから、北京以降5年間に新しくどんな問題が浮かびあがってきているのか。また、これから先どうするのか、というようなことを考え、また新しいガイドラインを作るのが今度の会議の目的でした。

会場はニューヨークの国連本部で、６月５日から10日まで開かれました。この会議はこの前の北京会議のような世界女性会議ではなくて、いわゆる政府間会議で国連の特別総会と位置づけられました。今まで、国連が主催するというようなNGOフォーラムはなかったのです。それでこれを女性2000年会議といって、世界女性会議とはいわないのです。ですけれどもNGOは、国連が用意してくれないのならば自分達でやりましょうといって、約10,000人ぐらいニューヨークに集まりました。日本からもかなりの人が参加して、80団体約1,000人ぐらいといわれています。

私達は北海道から沖縄までをネットワークして260人で「2000年プロジェクト準備委員会」を立ち上げて、ニューヨーク市立大学とそれから全米女性学協議会との三者が共催でニューヨーク市立大学の大学院のキャンパスで4日間、毎日午前中からシンポジュウムで分科会と全体会を開きました。主テーマは「グローバリゼーション」です。午後や夜はワークショップをしました。あとは自由に、シェルターに行くとか、学校を訪問するとか、もしくは女性団体に行くとか、それから観光に行った人もあるかもしれませんが、いろいろ好きにやっていいということで行ってきました。

国連の中では何をしたかというと、政府間会議はこの行動綱領５年後の実施状況を検討して、今からの成果文書を作ると。採択するのはポリティカル・デクラレィション（政治宣言）と、今後のことに関するアウト・カム・ドキュメント（成果文書）です。各国が今からどういうような行動をとっていくのかということを政府の責任において宣言するのが政治宣言です。それで、このようにやっていくよというのが成果文書です。その両方ともが採択をされました。

成果文書については一日伸びて、協議が紛糾しました。EUとかジャスカンスといってEU以外の日本や先進国のグループと、それからG77といって開発途上国、それからバチカンとイスラム諸国。これらの間では価値観がかなり違うのです。ファミリーとか性的志向とかで問題になったのです。それで紛糾しました。９日の予定が10日にずれ込んで、徹夜で審議がなされて10日の朝５時半頃に合意されて、午後3時からの委員会で採択され、夜８時からの国連の特別総会の中で採択されて、ようやく結論が出たということがありました。（この文書は総理府のホームページにあります。）

総会では、各国が自分の国がこの５年間で行ったことについてステートメントをいうのです。日本の国は男女共同参画審議会の会長の岩男壽美子さんがスピーチをしました。だいたい閣僚がいうのです。この前の北京会議の時には日本は、内閣官房長官が女性問題担当大臣を兼任していますから、野坂浩賢内閣官房長官でした。しかも、あの時は日本は７・８番目のわりと早い発表で、それまで全部女性の閣僚や代表なのに、日本は男性が出てきたのでみんな驚いていました。私はその時傍聴していたのですが、「なぜ日本は男性なの」と聞くので、「男女共同参画だから男性がそこを理解してくれないと進まない、だから日本は男性の大臣がするのだ」とちょっと格好いいと思いながらもそういいました。不思議なことに、よその国へ行くと自分の国をかばってしまうのですね。「日本には女性の大臣は何人もいるけれども、男女共同参画の大臣は男性が」とはいえないところがミソなのです。

今年は女性が発表したのですが、今度は「なぜ閣僚じゃないの」といわれたわけです。実はこの日は衆議院選挙だったのです。だから行けなかった。女性の国会議員も5人しか参加ができていなかった。公明党・民主党は女性の議員も選挙で忙しくて参加しない。共産党と自民党と社民党と無所属の会からと、少なかったです。日本の代表団は39名でした。

総会と並行して、アドホック全体会といっ

て、成果文書を協議するところがあります。そこには作業部会１と作業部会２に分かれていて、作業部会１というのは今までの成果とか評価とか障害とか、新たな問題というところを担当する。作業部会２というところは、今後どう取り組んでいくかということを担当する。対立のあるところは、平行線で会議が進まないから、それをコンタクト・グループというところへ持っていく。このコンタクト・グループは非公開で、傍聴者は誰も入れないところでやって、だいたい合意ができたら、それをまた作業部会へ戻すというやり方で進められていました。

成果文書に盛り込まれた課題

では、どういうところが一番問題になったのか、あるいは成果文書に入ったのかということですが、まず「家族の多様化」です。家族ということについては、国によって人によってその取り方が違うのです。なぜ違うかというと、EUとかアメリカ・日本・ニュージーランド・オーストラリア・カナダ・ノルウェーとかのジャスカンスという先進国9カ国は、伝統的に法的に結婚した夫婦と子どもだけでない家族も家族であると文書の中に入れたいわけですよ。例えばゲイとかホモも含むと。男性同士・女性同士で結婚するのも、それも家族ではないかと。

要するにいっしょに住む家族の形態というのはいろいろあると。ところがバチカンとかイスラムの諸国というのは、そういう家族は認めないというわけです。家族というのは伝統的に夫婦と子ども、しかも法律婚です。そういうところでなかなか難しかったので、だから「多様な家族」という形になったと聞いています。

次に「固定的性別役割の打破」、これは今度はしっかり入っています。男女が家族の責任を分かち合う。例えば育児や介護などを男女で分かち合ってやっていくのだということは、しっかり入っています。日本もまだ固定的性別役割分担というのは非常に強いです。国際文書にはこれが前よりも強固に入っていますから、それを日本の中にも取り入れるでしょうし、この京都でもそうでしょう。

もしかしたらみなさん方の教団の中でそういうものを作った時には、それを取り入れていけるのです。これがないと男女共同参画は絵に描いた餅です。女性が男性以上に体力や能力や時間があるわけではありませんから。女性が家庭のことをやって、仕事も男性と同じように責任を持ってやれということは無理です。仕事の場や社会の中で男性も女性も同じように責任を持ってしっかりやれというのなら、家庭の中の家事・育児・介護、これは人間として当然やるべきことですから、これもやはり当然共同で参画をしていくということがなければ、社会の中に男女が共同で参画するというのは、無理だと思います。そこのところを個人個人がどういうふうに解決していくのか、ということが非常に大きな問題であろうと思います。

後は個々の個人が自分達の法律を作る以外にない。「男女雇用機会均等法」というのは社会的にできてますけれども、家事・育児・介護についての法律は自分達で作らないと、と思っています。

次に「性的志向の多様化」についてですが、これはなかなか難しい。行動綱領に入っていないから、ぜひ入れたいと。先の家族の多様

化とも非常に関係があるのですが、いわゆる性的志向が普通とは違う、例えば男性が男性を好きになるという。そのことのためにその人がおかしいといわれたり、人権を犯されるということがあってはならないということです。それは本人の志向なのだから。

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」、これは性と生殖に関する自己決定権ということです。いつ、どこで、誰との間で子どもを何人産むかということは、お互いに夫婦で話し合って決めることで、国が関与するということではない。だけどそれは最終的な決定は、産む女性本人がするということです。しかしここら辺が、また先進諸国とバチカンとかイスラム諸国とは違うのです。子どもを産む最終決定は女性によるというようなことはないと。また中絶そのものも否定します、神の意思に反すると。こういう価値観などで対立があって、非常に玉虫色になるのです。

「債務」についてですが、開発途上国は先進国からお金を借りているわけです。それを返すために非常にお金がいるので、開発途上国は福祉とか教育とかを切り捨てないといけない。だからぜひ債務を帳消し、もしくは無償貸与にしてほしいと。要するに日本などでは有償貸与が多いわけでしょう、それを無償でという声が上がっている。

それから「ポルノ情報の規制」ですが、ポルノ情報が今非常に氾濫しているので、これをぜひ、罰金とかの制裁を含めて、規制するような文言を入れるということです。ところがこれは表現の自由とバッティングするというわけです。どこまでを規制して、どこまでを表現の自由とするのかというところで、またもめるわけです。ポルノそのものがない国もある。190カ国もあれば、とにかくいろいろあって、どこの国でも入っていけるようなところに歩み寄っていくために、言葉使い一つにしてもいろいろもめるわけです。

また、一方で今回進展の見られたものとして、「教育」があげられます。日本では女性に対する教育についても90数％高校を出ているということで問題はないですが、ネパールとかバングラデッシュなどの様々な国では義務教育を受けられない女性はたくさんいるわけです。

私がネパールに行ったとき、せめて10歳まで学校にやりたいというのが母親の願いだということを、痛切な言葉で聞いた覚えがあります。国によって、義務教育が受けられるように、例えば何年までには識字率を何％までにするとかというようなことが入って、世界的にいえばこれは成果なのです。

また、「暴力」については非常に成果が上がりました。ドメスティック・バイオレンス、いわゆる夫から妻に対する、あるいは恋人から恋人に対する暴力ですね。そういうものに対して法的整備をしましょうということです。

特に家庭内暴力の中でも夫婦間レイプ。妻が非常にいやがるのに、夫がむりやりにセックスを強要することです。このことについては今までは夫婦の問題であるとして、表舞台に上がってきませんでした。ところが、夫婦の問題だけではすまされない。そこには夫婦の中にお互いの人権、お互いを尊重するということがないのだと。自分が妻をどのようにしてもいいのだという夫の側からの上下関係です。共同参画でもなんでもない。それが今回、犯罪だということが明確になりました。

それから、名誉殺人というのをご存知でしょうか。日本にはそういうのはありませんけれども、インドなどではあるのです。例えば未婚で子どもを産む、結婚しないのに性的交渉を持つ、それから、もし結婚していても妻の側が不倫をする、そういうような時にはこの女性を殺すのも許されるのです。この女性のやったことは家にとって非常に不名誉なことであるとして、家族が不倫をしたお嫁さんとか妻を殺すということがまだあるのです。そういうのを名誉殺人というのだそうです。そういうことをしてはいけないということが法的に入ったのです。

それからFGMというのをご存知ですか。女性性器切除ということです。要するに結婚するまで女性性器を縫合しておくのです。それが処女の証ということになるのです。これは女性に対する暴力の最たるものと私達は思うのですが、そういうことはもうだめだということが、今度文書に入っています。伝統と文化とはいっても、これは女性に対する暴力で、それはやはりおかしいということで入りました。

それからあとは、政策決定や研究に政府はきちんと取り組んでいくし、女性に対する能力開発をやっていかなければならないということ。開発途上国に対する援助をGNPの0.7%にするようにと。日本は今0.3%ぐらいだそうですね。なるべくそれに近づけていくようにということが入りました。またインターネットの活用、特にNGOの地位向上のためにそれを活用していくようにというようなことです。

このようにして今回の会議で、北京の行動綱領をさらに継続し、それ以上に新しく21世紀に向けた「成果文書」が採択されました。

ノルウェーの女性省の大臣がいっていたのですが、女性のエンパワーメント、いわゆる女性が力をつけて男女共同参画社会を実現するためには、経済的なエンパワーメントと政治的なエンパワーメントが必要なのだと。これは日本にもそっくりそのまま当てはまると思います。

今後もみんなで力を合わせて、「人権と環境の21世紀」を私達の手にするよう、一人ひとりが努力を重ねて行きたいものだと思います。

本日は、最後までありがとうございました。

全体会（要旨）

参加者間での意見交換と三隅さんのメッセージ

《1日目／7月13日》

初日の夜の全体会では、三隅さんのお話に触発されて、寺に身を置く女性、特に住職の妻すなわち坊守には信教の自由がないのではないかという問題が、まず提起されました。

同朋会運動の中で“家の宗教から個の自覚へ”というスローガンがあるにもかかわらず、結婚をすればそれだけで、本人の自覚や意思とは関係なく、坊守という形で妻が夫の家の宗教に合わせるということが制度になっているのは差別ではないのか、という指摘がありました。さらに、そういう意味では、真宗はいつの間にか共同体や家を支える宗教になっていて、個の自覚ということがなくなっているという意見も出されました。

それに対して、住職と住職の妻が同じ宗教でなければ、門徒として話を聞く気がしなくなる。あるいは、坊守さんに、“好きで寺にきたのではない”という態度がありありと見えたり、同朋会や学習会にも顔を出さないというのはよくないと思う等々、門徒の方からの意見も出されました。

また、職業として寺を考えるならば、必ずしも住職の妻が坊守であるという必要はないのではないかという意見が出された。それに対しては、現在住職一家のほとんどが寺の中に住んでいるので、24時間の仕事のパートナーとして伴侶を考え、その住職の責任において相手を選ぶべきではないかという意見も出されました。

これらの意見を踏まえて三隅さんは、「結婚や生活の在り方はケースバイケースで一概に言えないから、まず二人が充分に納得できるまで話し合って自由に自分達の在り方を決めること。そして、そのことに対して回りが自分の考え方と違うからといって、とやかく批難しないことが大事。また坊守であっても職業選択の自由があるはずだから他の職につく場合も含めて、色んな可能性の中で話し合っていったらいいと思う」と話されました。

それを受けて坊守である参加者から、他に職を持ちながら坊守であることも可能であるので、従来の考え方にとらわれることなく、むしろ私達が仏法を大事にしているという姿勢を、それぞれの場で生きる姿で表わせばいいのではないかという意見が出されました。

最後に、最近、教団の審議会や委員会では構成メンバーがようやく男女半々になったものもあるが、しかしそこで出されたもの（答申等）が宗務行政になかなか反映されてこない。“一般行政ではその点はどうでしょうか”という質問に対して、今後の運動の在り方も含めて、三隅さんは次のように話されました。「何もかも取り上げられるわけではありませんが、無視することはできません。また、意志決定機関にある者はなぜそのような取り組みになったかについて説明する責任（accountability）があります。

ここ5年間ぐらいの間に、NGO（non-governmental organization、非政府組織）が社会的に非常に力をつけてきています。そ

のNGOが、行政に対してきちんと舞台を整えて、こういうことが聞きたいので担当者は出てきてくださいと求め、そしてきちんと記録を取ってもらいながらちゃんと意見を述べる。その勇気を今からのNGOは持たないと、何も変わりません。こういう行動を起こしていくと、最初はバッシング（bashing、反撃）を受けるかもわかりません。それは、ものを変えていこうという時にはしようがないことです。問題は、その任を自分が引き受けられるかどうかです。そして一緒に言おうという仲間を作ることです。仲間でしっかり勉強して、そして言い負かされないように、きちんと筋を通して意見をいうというディベート（debate、討論）の稽古をやるべきです。

だけども、人の意見を聞くことも大事です。お互いにお互いの意見を聞きながら、合意点を求めるということです。これは対立ではなく、解決です。対立というのは、自分のことばかりを言っていつまでも平行線ということですが、解決というのは、お互いに歩み寄っていくということです。まず第一段階はこういうことでやっていこう、その次にはこうしようということをお互いに合意する。そういうコンセンサス（consensus、合意）を得るということが、これまで日本人に不足していた点だと思います。現状維持は退歩なりという言葉もありますので、どうぞ頑張ってください。」

《2日目／7月14日》

二日目の全体会では、この女性会議での確認事項を作り上げていくという方向で活発に意見交換がされました。その内容の一部を項目別にして以下に紹介します。

「議決の場に女性を」

＊宗議会選挙制度を改正して、「選被両権を有教師」あるいは「選挙権を成人僧侶、被選挙権を有教師」に。

＊教師資格取得のための通信教育が実現されなかったのは残念だ。

＊参議会に女性を送り出すためにも、総代・組門徒会員に女性を選出するようなポジティブ・アクションを。

「坊守の規程について」

＊たとえ抜本的改革を行うまでの措置であっても、男性を排除した寺院教会条例第20条第２項のような性別を根拠にした条文は廃止すべき。

＊住職の配偶者という規定をやめるべき。

＊坊守の規定自体をやめるべき。

＊坊守のあり方について全国から提出された意見書・要望書を尊重して至急条例改正を。

「女性室の充実を」

＊常駐で専任の（女性）職員の配置を。（女性に限定するかどうかで論議がありました。）

＊情報収集や教学の見直しなどを行うための体制作りを。

＊女性の視点に立ってお聖教の読み直しをするプロジェクトチームの立ち上げを。

その他

＊女性の宗門活動に関する委員会答申を尊重

した取り組みを。

＊坊守の規定に関する委員会が非公開だったことが残念。今後持たれる予定の指針１の審議会は情報公開に。

＊寺院規則にある「男子たる」という条文の削除を一斉に行うべき。それを徹底することによって、男性住職の意識改革につながる。

＊国の男女共同参画社会基本法を学ぶことから同朋社会の顕現の視座を学びたい。そのために宗門も基本法のパンフレットを作るべき。

― 以上、参加者より出されたさまざまな意見を受けとめつつ、次回（第5回）も男女共同参画に向けて歩みを進めるべく女性会議を開催いたします。―

私たち、第４回女性会議参加者は、男女平等を求める動きが国際的・社会的な大きな潮流であることを学んだ中から、次の事項を共通認識および要望として確認しました。

(1) 国の「男女共同参画社会基本法」を学ぶことから同朋社会の顕現の視座を学びたい。

(2) 条例における性を根拠とした文言は省いてください。

(3) 女性室の充実を望みます。

・常駐で専任の職員を配置してください。

・情報収集、教学の見直し等を行うための体制を望みます。

(4) 総代、組門徒会員に女性を選出するようなポジティブ・アクションを起こしてください。

(5) 今後の審議会は、情報公開してください。

以　上

2000年7月14日

第４回女性会議参加者一同

第4回「女性会議」

感想文より

☆…男性の意見　★…女性の意見

☆男の意識が変わらなければ何も変わらない。（男が）女性の声をきちんと受け止めていく、そのことが男が変われることにつながると信じます。男性の参加者が少なすぎたことを残念に思いました。

★初めての参加で、講師の今現在の体験、活動を通して、国際社会の「男女共同参画をめざして」のお話や、スライドを通してニューヨークの会議等、わかりやすく、共感するところもたくさんあるお話で学習させていただきました。私たちの教団でも、「男女共同参画」と、社会でいわれる以前より同朋会運動で、男女を問わず、凡夫の自覚、等しい命、親鸞聖人の浄土真宗の教えに学ぶものとして当然のことですが、開かれた寺として、一門徒として、住職も坊守も共に問いを持ち続け、あゆみを続けていかなければいけないと深く思ったことです。家庭生活を何の問いもなく送っている日常で、恥かしいばかりです。「社会のいろいろなこともお念仏でしか解決しないね。」と話している日常も送りながら各自の胸に問われていることを深く感じさせていただきました。

★・熱い思いを持って活動する女性たちに会えたことに感動した。

・開かれた宗門、同朋教団といいながら、寺族という範囲に閉じこもり、門徒という線を画して外に目をむけようとしない私たちの狭さを実感した。

・「坊守」という言葉の歴史的意味を吟味する必要がある。また、「坊守」という小さな問題を問題としている私たちの狭さを痛感する。

・今後、自分の家庭と寺（門徒集団）を見直しつづけたい。

★今回の講師の三隅先生は、人権という立場でお話されたけど、その目指す人間関係は、お互い自立した人と人が、差別したりされたりといった上下の関係でない関係をめざしているように思えて、それは日頃私たちが同朋ということばで表している世界と重なり合うように思えます。でも、お年を召した人に話をすると、人権といっても、社会のことや、普遍的なものでなくて、真宗は本願の世界だとかいわれて、人権と本願のことがよくわからなかったのですが、国の基本法を学ぶことや、男女共同参画について学ぶことは、同朋社会の顕現の手がかりになること、そういうことかと思いました。

★初めて参加させていただきました。三隅先生の講義を大そう心丈夫に聞かせていただきました。女性の宗政決定機関への参画についていろいろ思いつくことができました。外圧（例えば、教団外の行政の取り組み等）によって男女共同参画になるのではなく、教団に属する人たちの中から同朋教団イコール男女共同参画教団であることを認識して下さる方が増えていくことを念じています。

☆日本の意思決定システムの中に女性が入っていないし、ほとんどの行政担当者や政治家は、本気で共同参画化を進めていく気がないと思う。しかし、女性を排除するような集団は衰退する。となると、まず被選挙権の拡大か？しかし、総代クオーター制の採用までは困難だろうな。

★参加者が募集人員に満たないのは、性差別や女と男のありようが教団のなかで未だ課題にならないことの反映でしょう。女性室が出張、もしくは教区に出前、依頼して担当してもらう形での公開講演会などを企画、実行することでいくらか浸透させることができるのではないでしょうか。また、各教区に女性委員会などの名称でこれらの問題を検討するセクションを作って、本山と教区の両方で行っていきたいと思います。とにかく、宗務審議会「女性の宗門活動に関する委員会」の答申を実行するよう当局に要望します。女性室は再度答申を具体化し、実行すべく奮起して下さい。スタッフはもう少しご自分の発言をされてもいいのでは。何を考えていられるか見えず、残念です。

★今回の講義の中で最もインパクトがあったことは、男女共同参画基本法が施行されたことにより、性による差別が憲法に違反するということです。新聞紙上などでこの法律が施行され、身近では、スチュワーデスが“客室乗務員”、保母さんが“保育士”などと呼称が変わったことぐらいの認識はあったものの、結局自分の身の上にある現状と照らし合わせる認識を持っていなかったということを痛感しました。寺での生活の中で、女性差別を感じたこともあった自分なのに、それでもその問題意識を持ち続けることができなかったのは、先生が言っておられた“すりこまれたもの”の大きさを感じずにいられません。ただ単に「おかしいな…」と思うだけでは、それ以上の変化が望めないので、愚痴や誹謗に終わらないで意見がいっていけるような、その目標を忘れず、自分自身に問い続けていきたいと強く思った。根本的な人間観に関わるこの件について、一宗教団体より国家憲法のほうが先をいくことは容認できて、ご門徒さんの寺離れを嘆くというのは矛盾していないのだろうか。何のために寺に人が集まることを望んでいるのか、疑問を持った。

—坊守問題のゆくえ—

去る6月に開かれた宗会において、かねてから論議されてきた坊守の問題について、ひとつの方向が出されました。その内容についてご報告します。

1　条例改正について

この内容は従来の「寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例」（1997年7月1日施行）の内容をそのまま「寺院教会条例」の本則として盛り込まれたものです。

つまり坊守は、従来のとおり「住職の配偶者を坊守と称する」とされました。但し第20条第2項により、男性の坊守は認められないこととなります。

（※29頁囲み部参照）

2 宗務審議会の「答申」について

昨年6月の宗会に「臨時措置条例」の期限延長が上程される際、この問題を議論する上で、指針1「門徒・同朋に開かれた聞法の道場としての寺院運営をめざして」、指針2「男女両性で形づくる教団をめざして」が宗務当局から提起されました。

そして、当面坊守の存続のしかたについて検討すべく宗務審議会(宗務総長の諮問機関)「坊守の規定に関する委員会」が設置されました。審議されてきた経緯は既に本誌においてもその経過を報告してきたとおりです。

そして宗会に先立って、宗務審議会「坊守の規定に関する委員会」からの「答申」が今年４月27日付にて当局に提出されました。（『真宗』7月号掲載・本誌〈P49～42〉にも転載）

提出された「答申」には『当面の課題は、坊守の規定を位置づけるわけだが，要は「寺院教会条例」全体に関わる問題であり、あくまでも「坊守」を切り口として、「住職・候補衆徒･衆徒等」についてそのあるべき姿が問われているのである。焦点は寺院の在り方の問題であり、聞法道場としての寺院から果たして坊守の現状はどうであるのか。それは住職も寺族もしかりである。いわゆる指針１の「門徒・同朋に開かれた聞法の道場としての寺院運営をめざして」が今後に向けての課題である。』とあり、「寺院教会条例」そのものの抜本的見直しの必要性が確認されています。その上で、今後設置される指針1の検討委員会に次の観点が提起されています。

『住職・教会主管者、副住職、坊守、候補衆徒、衆徒のそれぞれの職分・任務についてその整合性を図ることにおいて、坊守を住職の配偶者として、制度的に従属的な立場に置いてきたことの問題性を確認し，坊守を宗門の構成員として平等に位置づけることを必要とする。現段階では、坊守を従前の呼称として存続させる提案趣旨であるが、その呼称の意味は、坊守は、男性住職の配偶者の呼称ではなく、真宗寺院における職分としての坊守

という呼称として認識し、坊守の呼称については、これを削除することなく、性別要件を撤廃すること。以上のことについて今後3年を目途として法制化すべきである。』

3 今後の方向

「答申」の趣旨によれば、今回の決定はあくまで過渡的措置であり、門徒・同朋に開かれた聞法道場としての寺院の在り方を問う中であるべき坊守像を模索するという課題の継続を前提としたものといえます。

今後の方向としては、検討機関を早急に設置し、「寺院教会条例」の抜本的改正を前提とした、より視点を広げたところからの継続的審議がなされることとなります。

また、今回の措置においては女性の住職の配偶者（夫）は坊守としないとの規定もそのまま本則に盛り込まれました。

女性室としては、既に昨年５月に宗会に先立って宗務総長宛に、所見を「具申」として提出しましたが、これまで宗門の法規上、性を根拠とした制約と解される規則は概ね改正されてきたように、この坊守に関する規定についても、積極的に女性に限定する根拠は認められず、早急に改正されるべきであると考えます。

そして、これまで４回重ねてきた「女性会議」を尊重しながら「男女両性で形づくる教団」に向けて着実な歩みを進める中で、ジェンダーの視点を通して教団のあり方についても問い直し、考えていきます。

「寺院教会条例」一部改正

第三章　坊守
（定義）
第20条　住職又は教会主管者の配偶者を坊守、前住職又は前教会主管者の配偶者を前坊守と称する。
2　女子である住職の配偶者については、坊守に関する規定は適用しない。
（坊守籍簿）
第21条　坊守及び前坊守は、申請により宗務所の坊守籍簿に登録されるものとする。
2　坊守籍簿に登録されない者は、坊守の待遇を受けることができない。
（任務）
第22条　坊守は、住職の職務の本義を領解して、住職とともに教法を聞信し、所属門徒との交流を緊密にして、寺院又は教会の興隆発展に努めなければならない。

2000年6月の宗会における 宗務総長演説（抜粋）

※門徒・同朋に開かれた寺院運営をめざして

さて、昨年の宗会において、「坊守」の規定をめぐる論議から２つの指針を提起させていただいたことであります。

まず一つ目の指針は、古い宗門体質を温存内包する大谷派寺院のあり方について、「坊守」さらには「寺族」における問題点も含めて、その将来展望を構築するという取り組みとして、「門徒・同朋に開かれた聞法の道場としての寺院運営をめざして」ということであります。

この指針につきましては、今議会に提案いたしております「寺院教会条例の一部を改正する条例案」が可決され次第、しかるべき機関において課題の整理等から始めてまいりたいと考えております。

※男女共同参画をめざして

次に、二つ目の指針は、「男女両性で形づくる教団をめざして」ということであります。

昨年、国では「男女共同参画社会基本法」が成立し、その精神に基づいて各自治体においても男女共同参画社会をめざす動きが様々な形で具体化されつつあります。

宗門では、宗務審議会「女性の宗門活動に関する委員会」の答申の精神を基本として、女性室を中心に「男女共同参画社会基本法」の背景にある、フェミニズムの流れ、国連の取り組みと国際世論の広がりや「女子差別撤廃条約」の意義を学ぶことから取り組みを進めてまいりました。

今後の課題として、女性に関する教学・教化・制度の検証、男女共同参画推進のための基本法的「条例」の制定、さらにその男女共同参画を具体化するためのビジョンの策定が必要であると考えられますので、宗門における状況を見定めつつ、具体的方途を検討するための機関をしかるべき時期に設置し、男女が共同して取り組む同朋会運動の新たな方向性を提起してまいりたいと考えております。

「寺院教会条例の一部を改正する条例案」提案趣旨

昨年の宗会常会において、「寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例の一部を改正する条例」が可決され、「坊守に関する規定」については、その改正趣旨に基づき、１年以内に宗務審議会の審議を経て法制化することといたしたため、1999年8月30日、『「寺院教会条例」における「坊守」に関する規定について』を諮問事項とし、男女各10名の委員による、宗務審議会「坊守の規定に関する委員会」を設置いたしました。

審議会では、諮問事項を、単に女性の地位向上や法的な制度の整備だけでなく、女性の宗門活動における差別の現実と、そのことをとおして教法を聞思していくことの姿勢が改めて問われることであると受けとめられ、同朋の内実を僧俗はいうに及ばず、男女の視点から捉え直すことを主眼として、鋭意審議検討され、去る2000年4月27日、答申書が提出されました。

審議内容としては、条例附則で従前の規定のとおりとする法制化と、本則を新たな規定

に改正する法制化を巡り論議が進められ、最終的には昨年当局が示した指針１・２、すなわち、

＊門徒・同朋に開かれた聞法の道場としての寺院運営をめざして

＊男女両性で形づくる教団をめざして

について、全宗門挙げて取り組むことを先決とされ、坊守の規定改正については、前述２点の取り組みによる「寺院教会条例」の抜本的改正にあわせて行うこととし、それまでの間は、本則に従前のとおり規定する法制化を可としたことであります。

この法制化に帰着した理由として、坊守の規定について論議を進めていくと、坊守の課題と不可分の関係にある寺族制度や世襲制の問題、そして宗教法人としての公益性・透明性の問題等、様々な形で関連する課題が数多くあること、また、これらの課題を未整理のまま、坊守の規定のみ新たな改正を行う場合、その規定が宗派に所属する全寺院教会に適用し、現状に合致しうるかが問題点となることが挙げられます。

答申書では、『要は「寺院教会条例」全体に関わる問題であり、あくまでも「坊守」を切り口として、「住職・候補衆徒・衆徒等」についてそのあるべき姿が問われているのである。焦点は寺院の在り方の問題であり、聞法道場としての寺院から果たして坊守の現状はどうであるのか。それは住職も寺族もしかりである。いわゆる指針１の「門徒・同朋に開かれた聞法の道場としての寺院運営をめざして」が今後にむけての課題である。』と述べられています。

教団問題をとおして、先達は「教団問題があることは何の危機でもない。その危機感が無くなった時が本当の危機だ」と指摘されましたが、それは教団問題の本質とは何かを常に問い直すべきとの示唆でありましょう。その意味で申せば、宗門の実際の現場としてある寺院教会の多くが、教団問題と同じ体質を持ったまま今日に至っているのではないかとの認識を持つべきではないでしょうか。

以上のことから、内局としましては、「坊守の規定」に関する法制化については、今後この答申書を広く公開するとともに、指針１「門徒・同朋に開かれた聞法の道場としての寺院運営をめざして」の課題に宗門挙げて取り組み、その結論を得て「寺院教会条例」の抜本的改正を行うまでの間、現行の規定に関する遵由効力期限を廃止し、現行規定のまま運用するという、「寺院教会条例の一部を改正する条例案」を提案いたす次第であります。

なお、指針１の具体的な取り組みにつきましては、この答申に要望されておりますことを十分に尊重いたし、全宗門挙げての論議を展開するため、まず答申の内容にそい、資料及び課題の整理等、新年度早々、具体的に委員会又は検討委員会において実動してまいりたいと考えております。

女性室公開講座 **報告**

女たちと男たちの寄り合い談議 パート3

女たちの れ・き・し

第４回

近代の女たち

～女性像の形成とジェンダー～

《お話》長 志珠絵さん（神戸市外大 助教授）

2000.3.24
大谷婦人会館

講義より

●近代日本の特質をよく表しているのは、主に明治期19世紀半ば～20世紀で、政府が中心となってモデルとした人は皇后ではないかといえる。そのことを通して近代国家が見えてくるのではないか。

●近代の女性の記録はたくさん残っているが、政治にかかわる人としては、大正期以降の市川房枝１人であって、historyは、his storyではないかと思われる。

●歴史の中でも、どのような女性を見るかが問題になってくるが、自由民権運動のころの女性の描かれ方は母親像としての女性であって、身体的にもメンタルな側面にもステレオタイプ化し、絶対視している。生まれた時からそうであったと前提をもって議論する形で、その中から可能性を見出すことは難しい。

●明治期の女性史の特徴は、人物の英雄的行為中心でその人物を書き、時代背景は表わされていないことである。女性の扱われ方も、「～の妻、～の母」が大半で、乃木静子の説明も、「乃木希典の婦人」として説明されていく。

●近代国家形成期の女性像として、国家に尽くす、良妻賢母ということがこの時代に多く使われている。明治の新しい考え方として、福沢諭吉が「新女大学」にも表わしているように、人間のさまざまな規範は、これまでの身分差ではなく、男と女という分けかたで決定づけられ、女としての規範は近代以降の発想といっていい。19世紀は、今では古い伝統だといわれているものの始まった時期であり、男も女も文明化していかなければならないという課題とともに、強迫観念があり、一方では国の共同体の一員だという国民化意識がうまれた時代でもあった。

●近代国家は家を中心とし、女性は産むこと、そして母になることを強制され、「もの」と考えられていた。男は兵士に、女は兵士になる息子を育てることをよしとする脅迫に似たものを感じるようになっていく。

●一見、近代化は万人に開かれているようだが、女性には頭打ちで、保障されない。政府側から女性像のイメージをつくっていくとき、天皇家のすがたを国民の規範と作り上げ、視覚化していく。そして、民衆の手本になる皇后像が大事になり、夫婦は一対のものとして、戦前、学校教育のなかで培われていく。

●女性像の構築としてのモデルの社会化は、

いつも矛盾があり、１９世紀の女性たちも追いつかず、母であり、良妻賢母主義を自分のなかに持てば持つほど自分を責めていく方向になる。明治、大正、昭和の中で、3代目の皇后が近代女性のモデルではないかとされている。

アンケートより

◆近代の女性として皇后を例に挙げたのはおもしろいと思いますが、一般の女性たちのこともももう少し知りたいと思いました。

（30代・女性）

◆「女性史」は、やりたいやりたいと思いながら後回しにしてきたことのひとつです。はぎとってもはぎとっても内面化されたモデルをもっているなあと思う。　（40代・女性）

第５回

現代の女たち

～男女共同参画社会を求めて～
―戦後女性のあゆみ―

《お話》加納実紀代さん（近世女性史研究会）

2000.5.17
大谷婦人会館

講義より

1 戦後民主化政策と女性

＊敗戦の光と影

●1945年８月15日、日本敗戦に伴い光と影の部分があらわれる。女たちの声として、もし、戦争に勝っていたらどんなことになっただろうか。

男はますますいばり、軍国主義ははびこり、天皇制は巨大な影を広げただろう。ほんとうに負けて良かったという人が大勢いた。

●負けた国の女は勝った国の男にレイプされるということは古今東西のならいであり、日本軍も他国でそうしてきた。政府は一般の女たちをレイプから守るため、進駐軍の事務員として公募し、応募した女性を特殊慰安施設に入れアメリカ兵のいけにえにした。しかし、性病が蔓延したのと、アメリカの女たちの強行な反対があったため、半年で閉鎖された。日本の女たちは日本軍が他国での慰安婦の存在を知りながら、声をあげようとしなかった。ここに大きな違いがある。

●光の部分として1945年市川房枝さんが中心となって女性の参政権が獲得された。それから男女共学となり、６.３.３.４制が発足さ

れた。家制度が解体し民法によって両性の平等がベアテ・シロタさん（21歳）の憲法原案により謳われた。性の二重基準（男性には性的自由を、女性には貞淑であれ）が廃止された。

2 高度成長と主婦の誕生

●1950年6月25日朝鮮戦争勃発により、特需といわれる糸へんと金へん景気により景気が回復していく。1960年東京オリンピックの年に新幹線が走り、高速道路がついた。

●高度成長期における女性の生活の変化としてこどもの数が減った。子どもは生産財から消費財に変わりたくさんの子どもを持てなくなった。そして、生産の場から切り離された主婦が、少ない子どもに手をかけるということになっていった。そして支払われない家事労働に固定されてしまう“主婦”の存在が誕生した。男は外で働き、女は家で家事・育児・介護をやっていればいいという考え方は、ここから始まっている。

●今、女性の無権利状態をなんとか平等にしようという大きな流れがあって、それを受けて国連で宣言を発し、1975年を国際婦人年とするということが決まり、ここから男女平等に向けての世界的な動きになった。そして男女共同参画社会基本法の成立となった。

アンケートより

◆ ヒトとして男女には体のつくりに差があります。これはどうしようもない。ただ、歴史的に見ると、女性には男性に比べ権利がなかったということがよく分かりました。今後もこのような場があれば参加したいなと思います。（20代・女性）

◆ 人間をモノ・物化する思想に対する基本的な流れを教えていただけたと思う。（30代・男性）

◆ 最後の女性兵士の話などから、「女性が男性並みになる」ことではなく、女と男がともに解放されるという視点から新しい社会づくりを目指すことの大事さを痛感しました。（20代・女性）

女性室公開講座

女たちと男たちの寄り合い談議パート4

【主催】真宗大谷派宗務所組織部・女性室　TEL.075－371－9187
※お気軽にお問い合わせください。

参加費無料・保育室有り

京都会場

女たちの現代（いま）

今を生きる私たちの生活の中で、“昔からこうなっている”“歴史の中で作られてきたから”ということによく出会います。今日では、男女平等が謳われ、女の時代だとかいわれます。でも、やっぱり男も女も生きにくい。それは何故？

明治以降の流れをとおして、からまった糸をほぐすように、私たちのいまを確かめ直していきたいと思います。

どなたでもお気軽にご参加ください。お待ちしています。

◆講　師：加納（かのう）　実紀代（みきよ）さん（女性史研究家）

◆日　時：2000年10月23日(月)「主婦ってなに…」
2000年11月24日(金)「共同参画をめぐって」
2001年　3月29日(木)「社会のしくみと私」
※午後５時～７時

◆会　場：大谷婦人会館（東本願寺北隣）　※お車でのご来場はご遠慮ください。

仙台会場

【共催】 仙台教区教化委員会

女・男・人間（ひと　ひと　ひと）

―“らしさ”からの解放―

“らしさ”の内容はさまざまです。“男らしさ”という言葉は、男性にとって今や重いものになっているのではないでしょうか？“女らしさ”についても然（しか）りです。その他の“らしさ”についてもどうでしょうか…。

自己を見つめなおすことから、他者との新たな関係性を啓（ひら）いていく、そういう出遇いを求めて…。

◆講　師：伊藤（いとう）　公雄（きみお）さん（大阪大学人間科学部教授）

◆日　時：2000年12月8日(金) 午後2時～4時

◆会　場：東本願寺東北別院
（仙台市宮城野区小田原1－2－16　TEL.022-297-2824）

Report

“ムーブフェスタ2000”へ参加して

2000年7月1日～31日
北九州市立女性センター

北九州市立女性センター“ムーブ”は、今年（2000年）７月１日で開所5周年を迎えました。21世紀にむけて女性のエンパワーメントへの動きがさらに高まることを願い、この７月を「ムーブマンス」として約150の市民企画事業をはじめ、講演会、シンポジウムなどの主催事業が１カ月間にわたって繰り広げられました。

私は７月２日(日)のシンポジウム「リプロダクティブ・ヘルス／ライツと国際協力」に参加しました。第一部はパネルディスカッション「リプロダクティブ・ヘルス／ライツと国際協力」、第二部は分科会（日本の国際協力と新しい動向）に加わりました。50名ほどの参加があり、(財)家族計画国際協力の石井澄江さん、西南女学院大学教授の浅生慶子さん、元青年海外協力隊でラオスに行かれていた大庭智恵さんらが、それぞれの現場の状況をお話いただきました。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）と聞きなれない言葉に戸惑いながら、知らないことのはずかしさと、その重要性を強く感じてきました。

（女性室　草野）

７月１日(土)、ムーブ開所記念式典の後、上智大学法学部教授の猪口邦子さんが「激動する世界の中の日本」と題して講演をされました。

国際政治学者であり、2001年中央省庁再編における男女共同参画局設置に貢献された猪口さんは、国際的な視点から20世紀を振りかえり「戦争が女性差別にどんなに大きく影響をおよぼしてきたことか」また、現代「男女共同参画の問題はあらゆる差別の根幹をなしているのだ」というのです。

そして「今のところ女性は力をつけ、本流へ、あるいは意志決定の高いところへ参画しようという段階にあるが、女性自身が無理なく、あらゆる分野において力を発揮できるよう歩み出さねばならない。それには、女性自身がひるまない、そして、他の女性の足をひっぱらないし、ひがまない」と述べられ、さらに男女共同参画社会に向けて「社会や庶民の良識を政治や政策に生かし、ほんとうの意味での民主主義を実現しなければならない」と話されました。

（女性室　辻内）

声

「六角堂・夢告」に夢をのせて

『行者宿報設女犯 我成玉女身被犯
一生之間能荘厳 臨終引導生極楽』
の希望的意訳

『私と共に暮らしたいということについて、貴方は行者であり続けなければいけませんが、女犯戒という戒律を犯しても道を求め続けることが出来るでしょうか。また、その道は、一度選んだかぎりは変えることも戻ることも出来ませんが、一生この道を行くことが出来るでしょうか。間違いないとおっしゃるのでしたら、貴方が仏教の慣習を破られるのと同じように私もまた、世間の慣習にとらわれず、新たな生き方を共に求めていきましょう。貴方は私を一人の人として認めて下さらなければなりません。私は貴方の下人にも弟子にもならず、貴方と同じ仏弟子となるからです。互いに念仏の生活を確かめあい、僧伽の世界が開くようにつとめ、楽しく聞き、語り合う一生をおくることが出来るなら、そのことによって貴方の決断は証明され、貴方の死に際してどんな最後が貴方を待っていても、私は、念仏の人として貴方を敬い、語り続けましょう。』

はじめて「女犯偈」の文を見たとき、これは女である私には当てはまらないと思いました。しかし、親鸞聖人にとって大変重要な言葉であり、浄土真宗が男性にも女性にも同じように開かれているのなら、男性版のようなこの文でさえ私には必要であって、かならず私を元気づける意味合いがあるにちがいないと考えていました。それで、大変傲慢ではありますが、この文を“聞いた言葉”から“言った言葉”として受け止めて、しかもその言った人を観音様から女性の次元にまで下げてしまいました。

そうしながら「私」が観音様になりかわって、しかも行者をすくうということは決してないとは思ったのですが、この感覚の中に、女が男より先にすくわれるはずがない、という先入観があったことに気づきました。これが逆に男の行者が女人をすくって下さるということには抵抗はないと思うのですが、女の行者が男をすくうということにはずいぶんと抵抗があります。すくえるのかどうかという問題以前に、すくう・すくわれるの世界を男女で差をつける女性蔑視観が、私の中に深く浸透していることを知りました。

また、もう一つ出てきた問題は、これが行者と玉女の話だということです。お互い道を歩む者、ということが前提となっています。男女の恋人、もしくは夫婦ということだけでない緊張関係がまずここにはあって、そこから一生へと展開していきます。その一生は能荘厳と表現されていますが、浄土を意識して生きるという荘厳に違いありません。実際、親鸞聖人はこの後妻帯されて、妻である恵信尼公も尼入道として活躍されました。

ここから真宗教団の僧侶の妻帯が始まったことにもなるようなのですが、それは妻帯でもあり、道を行く男と女の始まりでもあったのかと考えさせられます。ところが現在の坊守を思うと、そういった理由ではむしろ逆の、

妻であるから坊守と呼ばれる、ということにすぎません。なぜこういうことになってしまったのか、ここからは緊張感は生まれません。何百年も続く“真宗は妻帯でもよし”という事柄にのみ私たちは便乗して、親鸞聖人が夢に見るほどまで思い抜かれた決意の重さをなんとはなくやり過ごしてしまっているのかもしれません。

この緊張感の反面、真宗は念仏一つのたやすい行だといわれます。何か力んで行者として生きるぞと考えても、その行はというと念仏一つです。ところがこの行のたやすさが、今は生活のたやすさにすり変わってしまったのかもしれないと思います。もしも、ほとんど悩んだことのない住職と、さして緊張感のない坊守が、寺という囲いの中で生活のたやすさのみを求めているのだとしたら、これはもう真宗ではないのかもしれません。

私自身、真宗は在家仏教であるということを自分なりに解釈して、それはつまりたやすい事だと考えていましたが、親鸞聖人にかえれといわれる場合に、もう一度思い直さなければならないことが、ここにもあるように思います。

“夢告”の文を見ながらいろいろな先生方の話を思い出し、一字一句ずつなげて自分勝手な組み立てをしていたら、どんどん厳しい方向へいってしまって、こんなはずではなかったと思っています。かえって元気が遠のくようなきびしさの中で、しかし、もし仮にこんなセリフを女性が言うことが出来ればと、想像するだけで、楽しくなってくるのです。

そしてふと思います。仮の言葉だとしても、ほんの一部だとしても、言える覚悟が私に、言える女性・男性の関係が教団にあるのだろうかと。そうしてはげましあえる世界は開けているだろうかと。

時代の流れの中の“男女共に”という言葉は、言葉があるから実践されているとはかぎりません。が、親鸞聖人はすでにこの時代に、本当の意味での女性参画真宗を願われていたのではないのかと、思われてなりません。

（三条教区・渡辺智子）

※このコーナーは『あいあう』読者の方から寄せられた投稿を掲載しております。

※「女犯偈」(にょぼんげ)について
親鸞聖人は、1201(建仁元)年、29才のとき、比叡山での深い苦悩をかかえて、聖徳太子の建立と伝えられる六角堂に百日の参籠をつづけられました。参籠して95日目の暁に、夢のなかに聖人は、
「行者宿報にてたとい女犯すとも、
我玉女の身となりて犯せられん。
一生の間荘厳して
臨終に引導して極楽に生ぜしむ」
という救世菩薩の声を聞かれたと『本願寺聖人伝絵』に伝えられています。
その夢告の文を通称「女犯偈」と呼んでいます。

（女性室）

ゆらぎ

道義的責任ということ

この頃、道義的責任ということがしきりに思われる。法的な観点からは、問題はない。だが、人としてそれでいいのだろうか、と疑念を抱かされることがしばしば起こるからだ。政治の世界然り、経済界の動き、官僚の動向、また然り。そしてわが身辺も、遺憾ながら例外ではない。

一つ、最近身近なところで起きた事例を挙げよう。AがBとある約束を交わした。それも単なる口約束ではない。かなり公的な性格をもつ約束で、それなりの書類も行き来している。Bは関係者にそのことを周知し、検討のうえ彼らの合意を得る。そこでBはAに約束の履行を求める。Aは、気が変わったから、あるいはそうしたくない点に気がついたから、との理由で、逆に約束はなかったことにして欲しいと、白紙に戻すことを求めた。

このような場合、Bの立場はどうなるか。Bの意向を汲み、応諾した関係者の気持ちはどう処理され得るか。また、この件に関して何人もの人々の間で費消された時間やエネルギーは、いかに補償され得るだろうか。法的責任は問われないとしても、自己の一連の行為がBおよび周囲の関係者に及ぼした右のような諸々の影響に対して、同じ人間としてどう考えるのか。このことがAに問われる道義的責任というものであろう。言い換えれば、それは、自分の言動が他者との間に引き起こす関係性に対する想像力の問題といってもいいだろう。

「想像力」という言葉で直ちに思い出されるのは、40年も以前に発刊されたC.W.ミルズの「社会学的想像力」の要請ということである。それは「自分の、そして人々の日常の暮らしが、常に社会全体の、また歴史の動きの一部であることを自覚する能力」の謂であった。我々は普段何気なく暮らしているけれど、この日常生活が、実は世界社会の仕組みや動きと直結していることを理解し、感じとる力を養いなさい、とミルズはいうのである。我々は、これほどの気宇壮大さをもてるか否かはともかくとして、普通の社会生活を営む大人として、少なくとも自己と周囲の人々との関係において道義を地に落とさぬ程度には、可能な限り想像力を働かせ続けたいものである。

大谷大学教授　松 村 尚 子

本の紹介

♪『女たちの＜銃後＞』（増補新版）　加納実紀代著　インパクト出版会　税込2,575円

アジア太平洋戦争において、日本の女たちは、節約に努め、兵士たちの戦意を昂揚させ、自らも勤労動員に加わることで侵略に荷担してきた。そうした「銃後の女」は、「良妻賢母」たらんとした人ばかりではなかった。女性運動家たちのエネルギーもまた、戦時下での「社会参加」へと向かっていったのである。私たちがこれから新たな社会を創ってゆこうとする時、欠かしてはならない歴史検証の眼がここにはある。

※著者には、女性室公開講座パート３及びパート４において、主に女性近代史について、お話をお聞きしております。

♪『世界中のひまわり姫へ　未来をひらく「女性差別撤廃条約」』

絵：永田萠　文：小笠原みどり
ポプラ社　1,400円＋税

「女性差別撤廃条約」の難しい条文を楽しく読めて、かつ中味を正確に伝えられるようにと、1998年、北九州市立女性センターが名訳コンクールを企画しました。その優秀賞に選ばれた小笠原みどりさんの文が、絵本作家永田萠さんの素敵な絵と一つになって生まれたものがこの絵本です。

学校や家庭での生活、将来の夢など、ひまわり姫という一人の子どもの日常を通して、ジェンダーフリーとはどういうことかが具体的に描かれています。

小笠原さんはあとがきで、「『ひまわり姫』はだれでもがなれるお姫様です。シンデレラや白雪姫を夢見て挫折した私やあなたでも大丈夫。男の子だってＯＫ。」と述べられています。さまざまな性差別の現状にぶつかりつつも、性別役割分業にとらわれることなく、未来への希望を持ってのびのびと生きるひまわり姫。おとなも子どもも一緒に、ひまわり姫を目指して、育っていきたいものです。

女性室　活動日誌

【女性室会議・公開講座等】

6月15日　第66回女性室会議
7月13日　第４回女性会議(～14日)
8月 2日　第67回女性室会議
8月31日　『女性問題学習資料集２』発行
9月14日　第68回女性室会議
10月 6日　第69回女性室会議
10月23日　第70回女性室会議
　　2000年度　第1回女性室公開講座

【スタッフ派遣】

7月 1日　北九州市立女性センター“ムーブ”
　　開所5周年記念ムーブフェスタ2000参加
　　(～3日)
9月 5日　岡崎教区第19組
　　正覚寺婦人会１日研修［京都］
9月 5日　宗議会宗政調査会
　　「宗門における男女共同参画に
　　関する専門委員会」
10月 6日　男女共同参画社会づくりに向けての
　　全国会議参加［東京］

＊　編集後記　＊

男女共同（平等）参画の精神は何なのでしょうか？私たちは対等にであう事を本当に求めているのでしょうか？どのように生きたいと願っているのでしょうか？“あいあう”ということの原点をもう一度たずねたいと思う昨今です。　（S）

『女性問題学習資料集2』を発行しました!!

第1編「古代の女たち」
—古代の結婚と女性—
京樂真帆子氏（茨城大学助教授）

第2編「中世の女たち」
—家とジェンダー—
脇田晴子氏（滋賀県立大学教授）

A4版48頁

無　償

女性室では、両性の問題を男女が共に学び、課題を深め合う契機になればとの願いをもって1997年度から公開講座「女たちと男たちの寄り合い談議」を開催して、多くの方にご参加をいただいております。1999年度は、「女たちのれ・き・し」をテーマに、古代から近代にわたって４人の先生にお話いただきました。

前回の『女性問題学習資料集１』に引き続き、1999年度の公開講座の講義のなかから、お二人の先生の講義録を一冊にまとめました。

多くの皆さまに女性問題を学ぶ一助としてご活用いただければと願っています。ご希望の方は、女性室までご連絡ください。

削除することなく、性別要件を撤廃すること。以上のことについて、今後三年を目途として法制化すべきである」

審議会のなかで、坊守問題から見えてきた時代社会のもたらす問題点が多く指摘された。例えば環境、生命倫理、過疎過密、高齢化、少子化、寺院僧侶不要論、後継者問題等々である。今後、そのような多様な問題状況に即応できる宗門態勢や制度の確立が迫られることとなる。

また、「坊守」について検討する過程において、真宗教学論、真宗寺院論、真宗教団論の観点から論議が展開されていくことが望まれる。

最後に、何よりも教えの基軸である「雑行を棄てて本願に帰す」に立ち返り、そこから真摯に寺院の在り方を論じていくべきである。そのためにも、当審議会答申を広く公開して、宗門内の周知を図ることにより、さらに論議が深められることを要望し、答申とするものである。

以上

c・〈寺院教会の在り方に関する検討委員会〉並びに〈「男女共同参画推進条例」に関する検討委員会〉の設置に向けて

現代における伝統的な既成宗教への社会的な不信感と、寺の崩壊とが現れて久しい危機的状況にあって、なおかつ聞法の道場としての寺を、人間に出遇える場として、どう開いていくのかが問われている。また、社会的には、宗教法人の公益性ということにおいて、その運営主体としての役職者、その任務、資格、選定が、さらには寺院構成者の位置づけと任務の共同化が明瞭にされねばならない。

一方、「新宗憲」制定以来、その基本理念に沿った教学・教化・儀式・制度・機構の改革が進められてきた。そして、今日では男女が平等に寺院運営に携わり、男女両性で形成する同朋教団を志向することが重要な課題となってきた。

しかし、各寺院においては一人の住職に全ての権限が集中したままの運営が、当然の如く行われている。この際、仏法という公の場としての寺院の構成員とは誰であり、いかに役務を分権化するのか、という視点からの見直しが必要である。

すでに公約されている両検討委員会は、策定された二点の指針に基づいて、明年度早急に設置され、鋭意論議・検討が進められることを強く要望するものである。

なお、二つの検討委員会の設置については、委員の構成は、男女同数を原則とし、明年度早々に立ち上げ、一定の期限をさだめ実績を積み上げていくこと。検討委員会は、中央と各教区に設け、相互に連携し情報を交換しながら、その実を挙げる体制をとること。教区での検討委員会については、組にまで趣旨を徹底し、論議の場を広げていく必要がある。宗門の世論を喚起し、全教区にわたって必須の課題として位置づけることを望みたい。

二点の指針は、まさしく二一世紀の宗門が現代社会に活路を開く大きな方向性を示すものであることを確信したい。

結び

寺院の運営や制度の在り方と、男女両性で形作る教団をめざすことの根は一つである。それが象徴的に表面化したのが「坊守」の問題である。それは「寺院教会条例」そのものの問題性である。

二年間の論議を経て、「坊守」の問題に取り組むことにより、単に「坊守」の制度上の位置づけを明らかにすることだけに留まらず、寺院教会が宗門として、あるいは社会的存在として今後どうあるべきかという大きな問題が見えてきたのである。

それは、真宗同朋会運動が掲げたスローガン「家の宗教から個の自覚へ」という、その内実を坊守の問題から見直し、深めていく契機となった。

二点の指針に関わる検討委員会を早急に設置し、時代相応の寺院教会の在り方を問い、宗門の基本精神、「同朋公議」に基づく両性共同参画の宗門活動促進を図る方向へ論議を進めるべきである。

審議会に諮問された「寺院教会条例の坊守に関する規定」は、その論議を経て、「寺院教会条例」の抜本的改正に至るまでは、「坊守」という歴史的呼称の名において寺院運営に関わりながら、学習や研修を通して自ら変わることへの意欲を燃やして活動している女性たちに理解を得られるような法制化をめざすべきであろう。

当局案は、法制上論理的で有効であることから、附則で規定することを可とする意見もあったが、大方の意向は、本則で規定すべきものとする。その一案としては、新条例制定までの暫定措置として、第二十条、第二十一条、第二十二条に「臨時措置条例」の条文をそのまま記載する方法もあるが、それは法的に適用するには違いないが、これまでの論議が何であったのかが問われる。

そこで、今後設置される指針一の検討委員会に、次の観点を提起したい。

「住職・教会主管者、副住職、坊守、候補衆徒、衆徒のそれぞれの職分・任務についてその整合性をはかることにおいて、坊守を住職の配偶者として、制度的に従属的な立場に置いてきたことの問題性を確認し、坊守を宗門の構成員として平等に位置づけることを必要とする。

現段階では、坊守を従前の呼称として存続させる提案趣旨であるが、その呼称の意味は、坊守は、男性住職の配偶者の呼称ではなく、真宗寺院における職分としての坊守という呼称として認識し、坊守の呼称については、これを

いずれにせよ、新たな規定を設定するには、全国にある当派の寺院九千カ寺に適用し、現状に合致しうるかが問題点となる。

なお、坊守の規定に関する問題点については、次の如く整理される。

基本的に性別の問題、年齢の問題、寺院居住者に限るかどうかの問題、人数の問題、僧侶の任務と坊守の関係の問題、僧侶でない現坊守の処遇等。前坊守・准坊守の処遇の問題、副住職との違いその職務内容等があげられる。

[四] 今後に向けての課題

a. 寺院教会の在り方

当面の課題は、坊守の規定を位置づけるわけだが、要は「寺院教会条例」全体に関わる問題であり、あくまでも「坊守」を切り口として、「住職・候補衆徒・衆徒等」についてそのあるべき姿が問われているのである。焦点は寺院の在り方の問題であり、聞法道場としての寺院から果たして坊守の現状はどうであるのか。それは住職も寺族もしかりである。いわゆる指針一の「門徒・同朋に開かれた聞法の道場としての寺院運営をめざして」が今後に向けての課題である。

坊守の規定については、当局から提案された素案いわゆる附則で規定する案と、それに対して、附則案ではなく、あくまでも本則で規定する案について、審議会ではその二案について論議を交わし、意見は分かれたが、めざすべき方向性については、双方のスタンスが共通していることは確かである。

なお、全国から寄せられた「要望書」「意見書」についてであるが、内容的には坊守を存続させると共に、寺院教会の役職として位置づけ、宗政参加への門戸を開くべきであるということに集約されるが、坊守を「男性住職に対する女性坊守」という男女格差からのとらえ方が多く、寺院教会の管理運営や寺院における職務内容や任務の在り方としての坊守の位置についてあまり問われていなかった。

ただ、これが縁となって全国で坊守の在り方が論議されたことにより、社会的存在としての寺院教会が将来どうあるべきかという、より大きな問題が見えてきたことの意義は大きい。

b. 女性の宗門活動推進

同朋社会の顕現を使命とする宗門においては、男女両性がいかに宗門を担っていくのか、このことについては、今日、時代社会の趨勢である「男女共同参画社会の形成」につながる大きな課題である。

審議会においては、坊守の宗政参加についても論議された。それは現行の選挙制度、組制の改革を望む声であったが、しかしながら、坊守には、有教師で選挙権を有する者もあれば、得度受式者、帰敬式受式者、そのいずれも受式していない者もいる。それら全ての坊守に坊守なるがゆえに選挙資格を付与せよということは、これが直ちに両性の平等化につながらないばかりか、選挙資格に付随して坊守資格が厳密に問われることになる。このことは、坊守以外の女性の存在が視野に入らないという問題が生ずるのみならず、今、男女を問わず僧侶全体に選挙権をという声が挙がっており、これは、両性が立場を平等にして宗政に参加できるようにという制度を整えるということの問題であって、坊守の規定と女性の宗政参加は区分して考えるべきことである。

なお、現段階において、制度上は、宗政参加についても男女同等の道が開かれてある。しかしながら、宗門の最高決定機関に女性がいないのが現実である。男女共同参画の視点において、今後、選挙制度の改革についても抜本的な検討、論議がまたれる。

一九九六年の「寺院教会条例」の一部改正によって、住職については、制度上において性別の枠は撤廃されたが、なお坊守は女性と規定されていることから、坊守問題の不自然さが顕在化することとなった。今日、性を問わないことと、性別による役割分担の固定化の問題への取り組みは、重要な課題である。

女性住職が実現したことにより、宗門体質としての性差別を考える共通基盤が形成されはじめ、組織部内に女性室が設けられ、徐々にではあるが、男性・女性双方の意識改革がもたらされている。

さらに、今後男性と女性とが対等の立場で、宗門のあらゆる機関にいかに参画するかが問われてくる。その意識の転換をはかり、同朋という概念についての内実を、僧・俗はいうにおよばず、改めて男・女の視点からとらえ直していかねばならない。

視しているかの誤解と宗門への不信感を招くことが懸念される。

また、対社会的にも「坊守」が無くなるような誤解を招く恐れが多分にあり、さらに宗門内の各教区へ、各組への一貫した充分な説明が求められるが、果たしてその説明によって所期の目的が達せられるか定かでない。

d．本則で規定する提案について

坊守会連盟より二度にわたる提案と委員より一件の条例案が提出された。その提案の趣意は、次の如くである。

「当局からの素案は、経過措置とはいえ、また削除案に対する誤解であるとは思うが、坊守の名称を削除して空白にすることは、存在を空白にすることになる。坊守会連盟は、坊守を宗門の一員として立場を明確にしてもらいたいと要望してきた。削除は、たとえ一時期であってもその要望が無視されたとしか解釈できない。あくまでも坊守が安心して意欲をもって活動できる位置づけを望むものである」とある。

［参考資料］

坊守会連盟本則案

第三章　坊守

（定義）

第二十条　寺院又は教会は、当該寺院教会に所属する成年「寺族」の中から一名を坊守として置くことができる。

（坊守籍簿）

第二十一条　坊守は、住職、総代の同意を得て申請し、宗務所の坊守籍簿に登録される。

二　坊守籍簿に登録されない者は、坊守の待遇を受けることができない。

（任務）

第二十二条　坊守は、得度式を受け、住職の職務の本義を領解して、住職とともに教法を聞信し、所属門徒との交流を緊密にして、寺院又は教会の発展に努めなければならない。

附　則

この条例施行の際、現に坊守である者は、この条例による坊守とみなす。

策定された二点の指針に基づく委員会を設置する方向にあるならば、本則に記載しようとも附則で効力を保たせようとも、いずれは寺院教会条例の抜本的改正をしなければならない。ならば、むしろ本則に記載しておくほうが混乱や不信を招かないのみならず、議論の固定化にはならず、あえて条例の「本則」に規定することで条例全体の抜本的改正を喚起せしめるような方向を示したいとする。

この場合の「本則」での規定は、あくまでも今後「坊守」の名のもとに主体的に寺院運営に参画していく者の意思決定・選択・資格要件を満たすための「課題設定」という意味である。

これによって、これまで住職の配偶者という関係のみによって坊守と呼称されてきた女性が、その規定に自己同一化させるのではなく、坊守を含むいくつかの形で運営に参画する選択肢の中から自己決定することができる。

e．本則案の問題点

経過措置の段階で本則に規定するにあたっては、条例の抜本的改正に向けてその方向性を示す条件を整えることであるが、この段階で「坊守」のみを具体化することについては、幾多の問題点に波及することを考慮せねばならない。

例えば、第二十条の定義の中で、〈成年「寺族」の中から一名を坊守として置くことができる〉と規定すれば、最初から「寺族」にと限定し、さらに一名と人数制限することについて問題を含むことになる。

また、第二十二条の資格要件として、〈坊守は、得度式を受け〉とすれば、得度式を受けることによって、坊守となる位置づけを明らかにすることとなるが、しかし、得度式を受けていなければ坊守になれないとなると、現状にそぐわなくなる。得度式あるいは帰敬式は、自分に課題を課していくものであり、発菩提心の志が肝要であり、文言に盛り込まなくてもよいとする見方がある。

実がある。また一方では後継者等の問題が深刻化しつつある。規定改正には広くどのような問題が派生するかを慎重に見極めることが肝要である。

［3］坊守の規定についての法制化の問題

a．当局から示された素案について

当局からの素案は、二年間の「坊守」に関しての全宗門的論議を踏まえたものである。当審議会を経て、明年度に「寺院教会の在り方に関する検討委員会」を立ち上がらせることを前提に、策定された二点の指針に基づき、「寺院教会条例」の抜本的な検討を行い、また、男女共同参画の基本法的条例の制定についての結論を得るまでの経過措置として示されたものである。

［参考資料］

寺院教会条例の一部を改正する条例案（素案）

寺院教会条例（一九九一年条例公示第一四号）の一部を次のとおり改正する。

第三章を次のように改める。

第三章　削除

第二十条から第二十二条まで　削除

第二十三条第一項第三号を次のように改める。

三　第一号及び第二号の配偶者

附則

一　この条例は、公示の日から施行する。

二　この条例施行の際、坊守については、当分の間、従前の規定のとおりとし、その取り扱いは、達令で定める。

三　この条例施行の際、現に坊守及び前坊守である者は、前項による坊守及び前坊守とそれぞれみなす。

四　寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例（一九九七年条例公示第七号）は、廃止する。

「寺院教会条例」第三章の坊守の規定について、第二十条・第二十一条・第二十二条の条文を削除し、附則において、坊守については、当分の間、従前の規定のとおりとし、運用面においては、達令で詳細を明らかにしておくのが素案である。

なお、当局が示した素案について、賛否両論が拮抗し、審議会の論議も多くの時間をこれに費やさねばならなかった。その賛否両論の主なる意見は次のとおり集約することができる。

b．素案の有効性

本則上で条文削除ということは、坊守の規定に関する一連の経過状況を理解しない場合には、坊守が消滅してしまうように受け取られかねないが、附則において従前のとおりの効力を保証しており、本則を改正しないかぎり、坊守がなくなることはない。

坊守規定の位置づけも、要は「寺院教会条例」全体に係わる問題で、坊守を切り口として寺院教会の本来あるべき姿を問い直そうとするものである。現行制度の住職の継承、候補衆徒、副住職、寺族などの在り方も、精査しなければならない問題を多々抱えている。いま本則に記載すると、策定された二点の指針の委員会が立ち上がったときに論議の足枷になる懸念と、坊守についてはすでに論議が終了していると受け取られることも危惧される。

従って寺院教会の将来像を明らかにするための論議を深めるには、本文削除というフリーハンドが大切であり、抜本的改正までの経過措置として、附則において「従前のとおり」と位置づけておくことにより効力を持つ。

c．素案の問題点

当局素案の、「第三章坊守」を削除し、附則に置くという表記は、法的手続き上は問題がないかもしれないが、条文を削除して附則で坊守を位置づけておくということは、たとえ経過措置としても、条文の「空白」がもたらす影響は殊の外大きい。過去二年間にわたって全国で行われた論議をとおして、数多くの「要望書」「意見書」が寄せられ、さらに一カ年の遵由期間を延長して法制化に向けての審議会を設置しながら、その結果が「本文削除」では、これまで論議されたエネルギーと果実を無にするがごときに受け取られかねない。また、現に各寺にあって実質担ってきた坊守・女性の存在を著しく軽

参画することを要請されることもなかった。それでも、坊守は教団人としての自覚を深め、教化の現場に責任をもって携わるために、自らの意志で僧侶となり教師資格を取得するための学習・研鑽の意欲を内発させてきた。

坊守が、単なる呼称ではなく、積極的に寺院運営における役割と任務を分担していく役職的位置づけにおいて規定されることを要望しているのは、このような状況からである。

なお、役職に定義づけるとしたならば、必ず「置かねばならない」となってしまい、坊守が役職となると欠員の場合は、住職と同様に代務者を必要とすることにもなる。現在は、坊守・候補衆徒・副住職は、役職ではなく、呼称である。寺院における役職は、法律上責任を負わなければならない代表役員・責任役員・総代だけである。

b．「寺族と世襲制」の問題

「寺族」とは、「寺院教会条例第二十三条」に規定されている「住職・坊守・候補衆徒・衆徒」等である。教えの上では住職も坊守も門徒であるが、世襲制が根拠となり、寺に住む住職の一族であり、血族関係である。寺族によってまかなわれている寺という家制度が真宗寺院の実状である。

世襲制度のもとで、寺という家制度が継承されていく、その中で住職の支えとなってさまざまな任務をつかさどる寺族としての一つの地位が坊守である。

女性の視点から、世襲制や「寺族」制の批判的検討が必要である。すでに寺の閉鎖性を思わせる旧態依然の「寺族」という用語の問題性が指摘されているように、寺院に住む者の錯誤がある。それは、「血族が寺と教えを守り、継承する」としてきた教団の制度と意識が「宗門人の体質」にまでなってきたからである。その「血族」をつなぐために、また在家仏教の姿をとる教えからも女性は必要とされ、女性も一緒になって、「寺族」の意識を担ってきた。

真宗の教えを寺に住む家族が共に聞法することの大切さと、法人化された寺が「血族」とその配偶者で私有化されることの問題とは、厳然と見極められなくてはならない。その意味で「卑属系統」や「寺族」の用語を法制としてきたことは早急に検討を要すると思われる。

c．「坊守問題を女性の問題として矮少化」する問題

二年間の論議の中で、男性の意見が見えてこないとある。それは、まさしく男性中心の教団がもたらした体質であって、そこには坊守問題は、女性が考えたらよいという、女性側に追いやってしまう男性側の意識が強く働いている。坊守問題は教団における男性側が作り出した問題であるという観点を男性自身がしっかりととらえるべきである。

男性並みに女性が頑張れば、その地位を引き上げるということではなく、坊守の問題をひとつの切り口として、これから両性が対等な関係をもって生き生きと活動していけるような宗門をつくっていくために、男女が共々に変わり続けようとする姿勢こそが求められている。

［2］寺院における管理運営上の問題

a．寺院教会条例の問題点

坊守の規定について論議を進めていくと、坊守の課題のみならず住職の継承、候補衆徒や、複雑に規定された寺族の在り方をはじめ、代表役員、責任役員、総代に係わる管理運営の問題までさまざまな形で関連してくる。それは旧宗教団体法や旧民法の家制度を色濃く残している現行の「寺院教会条例」が公益性・民主性という観点から見たときに、時代社会から乖離した存在になっているということにほかならない。

b．宗教法人法上の観点から

一九九五年宗教法人法が改正され、対社会的にも宗教法人の公益性・透明性が望まれている。宗教法人法で認証され活動することは、門徒の総意による法人運営、財産管理ということであるが、現行の真宗大谷派の寺院規則(準則)によると、住職およびその家族での運営が可能であり、事実責任役員の第一号の多くは寺族が就任しており、公益性が低いということがいえる。

近年、法人の基本財産を住職個人の判断で売却するとか、住職継承に関するトラブル等が発生している。また、宗教法人の大小に関係なく第三者が宗教法人格を買おうとする事例等がある。そういう問題の中に住職や坊守が絡む現

し、助長することとなった。多くの男性はその状況を差別と人権の問題として意識化することなく看過してきたのである。

このような在り方に対して、過去十数年にわたって女性の側からさまざまな意見、要望、批判が提起され続けてきたが、いまだに宗門人全体の課題として受けとめられるまでには到っていない。

しかし、一九七七年、真宗同朋会運動十五周年を機に点検と総括がなされ、その中から漸く「古い宗門体質の克服」が確認されるようになった。さらに、一九八一年、「新宗憲」が制定され、「同朋公議」を宗門運営の根幹とすることが謳われるようになって、ここに初めて「女性の住職就任」を阻んできた宗門体質としての性差別を考える共通基盤が形成され始めたといえる。

一九九〇年以来、その問題は政治課題化され、「寺院教会条例」の改正作業を経て、また、一九九四年には、〈宗務審議会「女性の宗門活動に関する委員会」〉が設置され、一九九六年にその「答申」が出され、公開された。同年、女性の住職就任の制限が大きく見直され、その就任が実現されるに到ったが、そこに、なお卑属系統という世襲制の問題と女性住職の配偶者の処遇が同時に問題となった。

それは坊守の選定基準（性別・資格要件など）が全く不明確であるということから、従来のまま存続するのか、改善して存続するのか、廃止するのか、それとも自然消滅するのか、という岐路が現前したということである。

このことについて、当事者である坊守をはじめとする宗門内の女性・男性の意見を聴取し、この問題への共通認識を持つことの必要性に迫られてきたのである。

そこで当局からは、現時点においては、「坊守」を無理な形で役職として位置づけず、従前の呼称として存続させる。そして、坊守に関する法制化については、現在の寺院教会の在り方や宗門の諸制度全般に係わるため、「寺院教会条例」の抜本的改正に向けての経過措置として位置づけ、改正内容と問題点を整理し、審議会の審議を経て結論を得たいとしている。

今後、主体的に寺院運営と宗政参加に関わる方途として、次の二点が指針として提起された。

一．門徒・同朋に開かれた聞法の道場としての寺院運営をめざして

二．男女両性で形づくる教団をめざして

この指針は、共に「古い宗門体質の克服」を課題とし、真宗大谷派のあるべき寺院運営と宗門の男女共同参画の視点に立ったものであり、更なる真宗同朋会運動の推進を指向するものである。

このたび諮問された坊守に関する規定については、これまでの二年間の論議を経て、次のステップを踏む段階にあり、経過措置とはいえそのもたらす意味は大きい。ここに立って以下の答申をするものである。

審議内容

「1」坊守に関する問題点

本審議会に付託された諮問事項は〈「寺院教会条例」における「坊守」に関する規定について〉である。これは提起された指針一を審議することで「坊守」の位置づけを明確にすることである。

その際、どこまでも「門徒・同朋に開かれた寺院運営」を行うために、誰が、いかなる任務に携わるのか、どのような問題点があるのか、を論議して、一定の結論を導く必要がある。

a．「坊守の呼称と役職」の問題

「坊守」はその歴史的な呼称にもかかわらず、宗門における女性の全存在的な意味での位置づけと役割として規定されてこなかった。それはどこまでも、男性しかなれないとされてきた住職の配偶者となった女性が、本人の意志決定とは関係なく、規則上の「坊守」に自分を同化させるものでしかなかった。

しかも、坊守は寺に住み、実質的には任務の大半を担う者でありながら、真宗門徒の証である帰敬式や得度式を受けた者として教化活動と寺院運営に

宗務審議会

「坊守の規定に関する委員会」答申

（二〇〇〇年四月二十七日提出）

前文

本審議会は、一九九九年八月三十日付設置され、宗務総長より「寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例」の改正趣旨に基づく、「寺院教会条例」における「坊守」に関する規定についてを諮問事項とし、男女各十名の委員で構成する「坊守の規定に関する委員会」として発足した。

一九九七年に寺院教会に関する「臨時措置条例」が施行されてからの二年間、「第三章坊守」について、広く寺院教会の在り方を含め、学習・論議がなされ、坊守会連盟・教区坊守会・教区検討委員会などから多種多様の要望書・意見書が提出され、宗務当局でその要望内容と問題点がまとめられた。

集約された要望内容は、次の二点に収まる。

①論議のために臨時措置条例の遵由効力期限の延長を願う。

②「坊守」を存続させるとともに、一定の資格条件をつけて「役職」として位置づけ、宗政参加への門戸を広げるべきである。

また、問題点としては、次のとおりである。

①女性の宗政参加の問題と「坊守」の位置づけの問題が混在して考えられている。

②論議が女性や「坊守」の問題のみにとらえられている。

③男性の意見が見えてこない。

以上の要望内容と問題点が挙げられた背景には、まさしく長年にわたる男性中心の宗門の中で培われてきた「古い宗門体質」を克服できない宗門や寺院の現状が投影されていると思われる。

真宗大谷派は、宗祖親鸞聖人が明らかにされた浄土真宗を立脚地とする。その宗門存立の本義は、どこまでも同朋社会の顕現にある。この願いを実現するには、現宗門の在り方と共に、宗門人一人ひとりの姿勢が問われてこなければならない。

一九六二年、宗祖親鸞聖人七百回御遠忌を機に、宗祖への深い慚愧から「家の宗教から個の自覚へ」のスローガンをもって真宗同朋会運動が創始された。また、その後、根底を揺るがす教団問題の中から、一九八一年、同朋社会の顕現、帰依処「真宗本廟」への奉仕、同朋公議を骨子とする「新宗憲」が公布されたのである。

さらに、蓮如上人五百回御遠忌を契機に個の自覚が開く世界を「バラバラでいっしょ—差異をみとめる世界の発見」と課題化して、発信した。

しかしながら、蓮如上人五百回御遠忌を「慚愧の御遠忌」として示された言葉に、宗門の一人ひとりが、重く受けとめなければならない現実がある。それは、宗祖から「同朋よ」と呼びかけられていることが、真宗門徒である「とも同行」としての一人ひとりの関係になっているであろうか、また、寺院教会が本願念仏の正信に立ち、同朋社会の形成を願う念仏者を生み出す聞法道場として、社会に開かれているであろうか、ということである。

本審議会への諮問事項は、あくまでも坊守の規定に関することであるが、単に女性の地位向上や世間にならう法的な制度の整備だけではなく、女性の宗門活動における差別の現実と、そのことをとおして教法を聞思していくことの姿勢が改めて問われることであると受け止め、同朋の内実を僧俗はいうにおよばず、男女の視点からとらえ直すことを主眼として審議検討した。

なお、審議の過程で、委員の中から、寺に身を置く者に対して、充分その職務（仏祖崇敬・教法宣布）を果たしていないのではないかという指摘がなされ、あらためて僧侶中心の宗門体質を問わずにおれなかったことも付記しておきたい。

ここに、本審議会で取り上げた問題の所在を確認し、本審議会が設置されるまでの経緯を概観する。

大谷派宗門においては、制度、機構、教学、教化の多面にわたって、男性を中心とする長い歴史を持ち、それは、女性に対する差別を生み出し、温存

資料

宗務審議会「坊守の規定に関する委員会」答申

―『真宗』2000年7月号より転載―

◇女性室広報誌 あいあう 第8号◇

発　行　2000年11月20日
発行人　木越　樹
発行所　真宗大谷派宗務所　組織部女性室
〒600-8505　京都市下京区烏丸通七条上ル　Tel.075-371-9187
Fax.075-371-9194

表紙絵・カット　加藤　伝（KATO TSUTAU）